

令和2年3月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和2年3月24日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第1号 指定金融機関の指定について
議案第2号 高浜市森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第3号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
議案第4号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第5号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第6号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
議案第8号 高浜市立学校設置条例の一部改正について
議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
議案第10号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第11号 事業契約の変更について
議案第18号 令和2年度高浜市一般会計予算
議案第19号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
議案第20号 令和2年度高浜市土地取得費特別会計予算
議案第21号 令和2年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
議案第22号 令和2年度高浜市介護保険特別会計予算
議案第23号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 令和2年度高浜市水道事業会計予算
議案第25号 令和2年度高浜市下水道事業会計予算
陳情第1号 高取学区に児童センターの設置を求める陳情

（日程追加）

- 日程第2 議案第26号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第7回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川義孝	2番	神谷直子
3番	杉浦康憲	4番	神谷利盛
5番	岡田公作	6番	柴田耕一
7番	長谷川広昌	8番	黒川美克
9番	柳沢英希	10番	杉浦辰夫
11番	北川広人	12番	鈴木勝彦
13番	今原ゆかり	14番	小嶋克文
15番	内藤とし子	16番	倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	神谷坂敏
教	育長	都築公人
企	画部長	深谷直弘
総合政策	グループリーダー	榊原雅彦
秘書人事	グループリーダー	杉浦崇臣
ICT推進	グループリーダー	山下浩二
総	務部長	内田徹
行政	グループリーダー	中川幸紀
行政	グループ主幹	久世直子
財務	グループリーダー	竹内正夫
財務	グループ主幹	清水健
市	民部長	中村孝徳
市民窓口	グループリーダー	内藤克己
経済環境	グループリーダー	板倉宏幸
経済環境	グループ主幹	都筑達明
税務	グループリーダー	亀井勝彦

福祉部長	加藤 一志
地域福祉グループリーダー	加藤 直
地域福祉グループ主幹	唐島 啓一
介護障がいグループリーダー	野口 恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口 真樹
健康推進グループリーダー	磯村 和志
こども未来部長	木村 忠好
こども育成グループリーダー	磯村 順司
文化スポーツグループリーダー	鈴木 明美
都市政策部長	杉浦 義人
土木グループリーダー	杉浦 睦彦
都市計画グループリーダー	田中 秀彦
防災防犯グループリーダー	神谷 義直
上下水道グループリーダー	清水 洋己
会計管理者	三井 まゆみ
学校経営グループリーダー	岡島 正明
学校経営グループ主幹	鈴木 剛
学校経営グループ主幹	東條 光穂
監査委員事務局長	山本 時雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	大岡 英城
主査	加藤 定
主査	神谷 直子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の運営に御協力賜りますよう、よろしく願いをいたします。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、3月17日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

12番、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る3月17日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

市長より議案第26号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第7回）が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討いたしました結果、本日、日程を追加し、上程、説明、全体による質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま報告のありました議案第26号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第7回）、以上議案1件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 常任委員会及び特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、柴田耕一議員。

6番、柴田耕一議員。

〔総務建設委員長 柴田耕一 登壇〕

○総務建設委員長（柴田耕一） 改めまして、おはようございます。

御指名をいただきましたので、令和2年3月定例会総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月16日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案6件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第1号 指定金融機関の指定について、議案第2号 高浜市森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第3号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、議案第4号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、議案第5号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に

ついて、以上、議案5件についての質疑はありませんでした。

議案第6号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、入居者資格で過去に被災地区から市営住宅に入居した実績は、また、災害により滅失した住宅とあるが、ここでいう災害というのはどのようなものを指しているのかの問いに、過去の激甚災害のとき、数件の問合せはあったが、入居の実績はありません。また、ここでいう災害とは、災害対策基本法第2条第1項に規定する暴風、豪雨、地震などや、その他異常な自然現象または大規模な火事、もしくは爆発などの被害等を定義している旨の答弁。

同委員より、入居の手続で連帯保証人が2名から1名に変更となった経緯と理由についての問いに、連帯保証人制度に関し、地域の実情に即し再検討するよう国からの要請があったことを受け、今後、連帯保証人2名の維持、確保が困難になること等が懸念されることを踏まえ、廃止に向けた段階的な措置として今回改正する旨の答弁。

他の委員より、保証人がいなくて申込みができなかったケースが過去あったかの問いに、保証人のいない方については、原則受付できないとお断りしている関係上、ない旨の答弁。

次に、採決結果を申し上げます。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、いずれも挙手全員により原案可決。

以上が総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧いただきたいと思えます。

以上で委員長報告を終わります。

〔総務建設委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（北川広人） ただいま総務建設委員長の報告がございました。報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、神谷直子議員。

2番、神谷直子議員。

〔福祉文教委員長 神谷直子 登壇〕

○福祉文教委員長（神谷直子） おはようございます。

御指名をいただきましたので、去る3月17日午前10時より開催されました福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

福祉文教委員会委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案5件、陳情1件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につい

て、会計年度任用職員の勤務時間別の職員数と、今回の条例の対象となる方の区別と人数はどの問いに、会計年度任用職員の勤務時間別の職員数は基本まちまちです。予算上168人で、全て短時間です。区分分けは、労災保険につきましては、この本庁以外の会計年度任用職員は基本全員労災保険適用、あと本庁職員の中でも現業職員、水道企業会計の職員の会計年度任用職員と運転手、これは実際に2名ですが、この2名も労災保険適用で、168人のうち、この議会の議員、その他非常勤職員の公務災害補償の対象となる職員数は12名、それ以外は全て労災保険の適用ですとの答弁。

議案第8号 高浜市立学校設置条例の一部改正について、高浜市立高浜幼稚園はなぜ民営化するのか、しなければならない理由はどの問いに、民営化は子ども・子育て支援事業計画を踏まえて実施するもの。民営化については、民間の柔軟に対応できる部分、民間の力を活用し、子育て支援の一環として保育サービスを充実させていく目的を持って実施しているものとの答弁。

議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、今回の職員派遣は、高浜幼稚園に何人の先生がいて、どういった目的でそらかぜへ何人の先生を派遣されるのか、あと派遣されない先生方はどうなるのか。また、臨時職員の方、フルタイムの方は何人見えるのか、今後どうされるのかとの問いに、高浜幼稚園には現在、正規職員が7名、今回の派遣で3名を予定、他の職員は次年度からほかの公立施設である保育園、幼稚園、児童センターのいずれかに配属されます。目的は、公立から民間に変わる中で、公立園で実施してきた行事などを継承しつつ、また保育士が替わることによる環境変化を緩和するためです。臨時職員は、公立の臨時職員が10人そらかぜへ行く予定で、そのうち2人は正規職員採用ですとの答弁。職員3名を派遣する期間はどれくらいかとの問いに、最大2年を予定との答弁。

関連し、条例のほうで市町村共済組合とか商工会、社協ほか数社あるが、それぞれ今何名で期間はどれくらいかとの問いに、条例上は、派遣先が愛知県市町村職員共済組合、高浜市商工会、社会福祉法人の知多学園で人数はゼロ、社会福祉法人高浜市社会福祉協議会、社会福祉法人清心会が2名、公益財団法人愛知県市町村振興協会、これは県の研修センターですが、今はゼロだが、予定では令和3年度から1名派遣する予定。清心会は、協定書の中では2年となっておりますが、協議する中で短くなり1年という形に変更。社協は3年となっております、ただ、5年まで延長ができますとの答弁。

議案第10号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由に予定者を含むこととするとあるが、どういった理由か。また、要件を緩和するのは、これまでの保育、健全育成事業は質が落ちるのではないかとの問いに、この制度は平成27年度より基準にあり、児童クラブ1支援ごとに最低1人はいないと運営ができないという規定。支援員の要件は、保育士や幼稚園教諭の有資格者や、高卒で2年以上の放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市長が認めた者等の10種類の要件の中の一つを満たす

ことで、その上で県や指定都市が実施する研修を修了した者が放課後児童支援員になります。国は、平成27年度から5年間は研修を受講する予定の者は放課後児童指導員としてみなすという取扱いをしてきました。今年度末をもって一定数の受講者は確保でき、みなしの規定は延長しないということになりました。高浜市の各児童クラブは、現状、運営で必要な研修を修了した放課後児童支援員は確保されており、今後、急に退職されるなど支援員が確保できなくなる場合に、研修を受講するまでは支援員でないと運営ができないという事態を回避するためには、これまでのようにみなしを含む取扱いをし、児童クラブの継続性を担保することが必要であり、今回の改正を実施するものですとの答弁。

議案第11号 事業契約の変更について、地中埋設物の量、内容、処理方法、諸経費、1立米何トンで計算されているのか。また、1立米当たりの処理費、維持管理業務に係るサービス価格の詳細はとの問いに、地中埋設物は3回分の処理費、グラウンド南側が95立米で処理費が38万8,800円、南校舎の解体工事92.4立米、245万円余、アリーナは1,838.9立米で857万円余。あと、トン換算は、全量ではなく分別してガラを捨てるので、トン換算はしません。捨てた量は、一番大きいアリーナで44立米。維持管理費用のサービス対価は、基本的に物価変動率を勘案して改定し、毎年8月の企業向けサービス価格指数を使用し、毎年3%以上の差が出た場合に変更します。内容は、警備の保安業務と、それ以外の維持管理業務で一般的な維持管理業務、その他関連業務というこの3つに分けて、それぞれ指数を用いて改定しています。今回は警備保安業務が3.8%の上昇で税抜きで68万円余の増加、通常の一般的な維持管理業務は3%の上昇で1,000万円余の増加です。

次に、陳情第1号 高取学区に児童センターの設置を求める陳情。

反対意見。児童クラブやセンターキッズは、保護者の就労条件はあるが、申込みをすれば利用ができる。また、休日も公民館や市内の施設を利用できる。市が公共施設の総量圧縮また複合化を進める中で賛成してきている。旧高取幼稚園を整備するのは反対。市の方向性は、新たな公共施設は造らない。高取地区は、まち協、JA、町内会等も含めいろんな話がある。農福連携もある。今、高取の中で話が出ているのであれば、1つの児童センターだけというお金の使い方は先を考えるとよくない。地域の意見を尊重するのであれば、地域の中の一角ではなくて全体の意見をしっかりと聞いていくべきで、先のことにはなるかもしれないが、地域に伺っていきたいという思いがある。

賛成。地元から出てきたもので、高取学区にだけ児童センターがない。代わりになるような施設があるかということそれもない。学童保育だとかキッズクラブはやっているが、そういうのに入る子供だけかということ、そういうわけでもない。それから、いちごプラザも将来どこに行くかという話もあり、旧の高取幼稚園まだ使えるし、それを整備して皆さんが集まれるような場所として活用できるようにするということがいいことだと思う。

趣旨採択の意見。陳情趣旨は大変理解できます。しかしながら、様々な利用状況やニーズ等を今後さらに細かく分析、把握しながら、場所等についても慎重に考えていく必要があると考えるとの意見がありました。

採決結果を申し上げます。

議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、挙手全員により原案可決。

議案第8号 高浜市立学校設置条例の一部改正について、挙手多数により原案可決。

議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、挙手多数により原案可決。

議案第10号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、挙手多数により原案可決。

議案第11号 事業契約の変更について、挙手多数により原案可決。

陳情第1号 高取学区に児童センターの設置を求める陳情、この陳情第1号は趣旨採択を入れて採決をしてきました。挙手少数により不採択でした。

以上が福祉文教委員会に付託された案件の審査結果であります。

詳細は、議会事務局に委員会記録がありますので御参照ください。

以上をもちまして、福祉文教委員会の委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

〔福祉文教委員長 神谷直子 降壇〕

○議長（北川広人） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、次に、予算特別委員長、杉浦辰夫議員。
10番、杉浦辰夫議員。

〔予算特別委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○予算特別委員長（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、予算特別委員会の報告をさせていただきます。

去る3月11日の1日開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に私、杉浦辰夫、副委員長に内藤とし子委員が選出されました。

付託されました議案8件について、委員全員と市長はじめ関係職員出席の下、審査を行いましたので、その審査過程の概要と結果を御報告申し上げます。

審査方法においては、一般会計予算は歳入、歳出とも款ごとに行い、特別会計及び企業会計は歳入、歳出一括にて審査を行いました。

初めに、議案第18号 令和2年度高浜市一般会計予算の歳入について経過を報告いたします。

1 款市税では、委員より、固定資産税とか都市計画税の滞納率、徴収率は高いが、個人市民税は昨年より滞納率が低くなっているが、これは滞納整理機構がなくなった関係かとの問いに、個人市民税の滞納繰越分の徴収率が約10%落ちている理由は、9年間存続した滞納整理機構が期間の満了をもってこの3月で廃止される。現在の滞納整理は、現年課税分は市役所で市の職員が滞納整理を行い、滞納繰越分は滞納整理機構で滞納整理を行うという形ですみ分けを行った。令和2年度は、市で窓口業務をしながら滞納整理をやることとなり、固定資産税等は財産がある方に課税する税金で、個人市民税は収入に対して課税する税であることから、滞納整理機構が廃止されたことによる影響が大きく、大幅な減となるとの答弁でした。

委員より、都市計画税は本来、都市計画事業に充当する税金であるが、市としてどのぐらい都市計画事業をやっているか。また、これの充当内容の説明をとの問いに、充当として、当初予算上では、下水道事業会計へ繰出金約7億9,200万円、過年度、都市計画事業の起債の償還金として500万円程度を充当する。充当率は97.9%との答弁でした。

委員より、法人税、昨年税率が9.7から6に下げられたが、これの影響は。また、不均一課税について、どれぐらいの状況かとの問いに、不均一課税は現時点では導入する予定はない。影響額は全体で、通年でいくと2億円程度の影響額がある。ただ、令和2年度については通年ではないので、単純に平均すると1億円程度かと推測され、あくまでこれは理論上の数値で、具体的な数字は、一度計算をしてみないと影響額は分からないとの答弁でした。

委員より、法人だけ若干、滞納見込みが昨年度に比べると増えているが、増えた要因はとの問いに、法人は全体で900社程度の納税があり、一律にかかる法人の均等割と、利益に対して法人税額を課税標準とする法人税割がある。滞納している会社で、例えば法人税割が、ある会社が滞納するとなると、同じ1社でも滞納の額が増えることが考えられ、今回はそのような会社が現時点で滞納になっているということで、増となっているとの答弁でした。

2 款地方譲与税では、森林環境譲与税が370万円計上されているが、これは1人1,000円だと書かれていたと思うが、この内容はとの問いに、森林環境譲与税は令和元年度から譲与がされているもの。1人1,000円という話があったが、それは令和6年から徴収されるものである。なお、非課税者だとか子供さんはかからず、個人の均等割がかかる所得がある方に、国税として森林環境税を合わせて1,000円を市のほうが徴収するとの答弁でした。

3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、質疑ありませんでした。

6 款法人事業税交付金では、昨年度はゼロだが、本年度6,800万円の計上の理由はとの問いに、昨年の10月から法人住民税の法人割税率の引下げ9.7%から6%、この減収分を補填するために、法人事業税の一部が県から交付されるものとの答弁でした。

7 款地方消費税交付金、8 款環境性能割交付金、9 款地方特例交付金、10 款地方交付税、11 款交通安全対策特別交付金、質疑ありませんでした。

12款分担金及び負担金では、民生費負担金が1億1,593万6,000円減額となっている理由はとの問いに、保育所保育料保護者負担金の減が主なものの答弁でした。

13款使用料及び手数料では、粗大ごみ収集運搬手数料が23万円ぐらい増えているが、どのように計算かとの問いに、粗大ごみ収集運搬手数料116万5,000円の積算で、平成30年度の実績に単価を掛けて積算との答弁でした。

14款国庫支出金、15款県支出金、質疑ありませんでした。

16款財産収入では、不動産貸付収入の中で、ケアハウスの貸付収入が347万5,000円、普通財産貸付収入が1,970万8,000円、これの内訳はとの問いに、ケアハウス貸付収入の内訳、これはアサヒサンクリーン高浜ケアハウス、事業運営が変わり、来年度からはケアハウス湯山安立という名称になる。土地施設附属設備の賃貸料として月額28万9,605円、年額として347万5,264円を収入として計上。また、普通財産貸付収入の内訳は、愛知県への貸付で約600万円、社会福祉法人への貸付で150万円、医療法人への貸付で250万円程度、青少年ホームの跡地活用の関係、コパンの関係で720万円との答弁でした。

17款寄附金では、ふるさと応援寄附金、平成30年度が目標額として予算額3,000万円、31年が6,500万円、今年が1億3,000万円、今回2倍に増加した理由と取り組み、また過去の実績、実際の件数、どのぐらいの金額が寄附されたかとの問いに、ふるさと応援寄附金については、昨年度の当初予算の倍増の1億3,000万円という予算計上の理由は、来年度は市制施行50周年というPRをする絶好の機会、市内外へいろいろ高浜市が発信をします、その折々でふるさと応援寄附金、ふるさと納税の関係もPRしたい。過去の実績は、平成30年度の実績は5,800万円程度の歳入。今年3月補正で増額補正をして、7,000万円程度歳入を見込んでいるとの答弁でした。

18款繰入金、19款繰越金、質疑ありませんでした。

20款諸収入では、駐車場収入1,218万2,000円で、駐車場の貸付収入が1,093万4,000円とあるが、これは市の職員、総合サービス、いろんなどころに駐車場を貸していると思うが、現高浜小学校の駐車場は、給食調理員や高浜幼稚園の職員が駐車した場合、有料となっていると聞いたことがあるが、どのようにしているかとの問いに、基本的な考えとして、例えば、まちづくり協議会、市民団体、ボランティア、NPO、そういった非営利の方々は事業と一緒に進めていくパートナーですので、そういった方々からはいただいていない。営利企業、総合サービスは市に準じていただいている。ただ、営利企業全ていただくのかですが、指定管理施設でお願いしているところで、土地、建物合わせて全体の指定管理運営をお願いしているところは、それぞれの指定管理者で判断いただくとの答弁でした。

21款市債、質疑ありませんでした。

次に、歳出についての審査経過の概要を報告します。

1款議会費、質疑ありませんでした。

2款総務費では、庁舎管理事業の中で、光熱水費と公共下水道使用料で移転後の推移はどの問いに、光熱水費は、電気、水道、ガスの合計で、平成30年度決算が602万円、旧庁舎解体前の5年間の平均1,220万円と比較すると、金額で618万円、削減率では50.7%の削減。次に、下水道使用料は、平成30年度決算が27万円で、これを5年間の平均69万円と比較すると、金額で42万円、削減率では60.7%の削減。今年度2月までの実績を平成30年度の実績と比較すると、光熱水費で2.7%ほど増えているが、おおむね平成30年度の実績で推移。事業契約の変更によって、庁舎の光熱水費を市が直接支払うこととしたメリットが出たものと捉えているとの答弁でした。

また、防犯活動事業で、このマップを活用した今後の取組はどの問いに、作成過程で、例えばまち協の防災グループなどの場を活用して、地域の皆様の御意見を頂戴しながら構成などを進めたい。マップの活用は、マップを配布して終わりにならないように、町内会班長会や各種団体、企業等への防災講話などの際での活用、また、高浜の防災を考える市民の会とか学校と連携した子供たちへの防災教育での活用、また、マイタイムラインの普及を図るための資料として活用等々を考えているとの答弁でした。

委員より、土壌調査業務委託料はどこ部分を土壌調査されるのかとの問いに、財産管理事業の中で土壌調査業務委託料は、普通財産を2件売却を予定していて、1件が八幡町一丁目、もう1件が青木町五丁目にある普通財産との答弁でした。

委員より、シティプロモーション支援業務委託料で、ふるさと納税の返礼品の選定、発掘、開発、特に開発はどのようなものを市として想定しているのか。また、各種メディア等とのリレーション業務の説明をどの問いに、シティプロモーション支援業務の委託の部分で、観光協会、市内のいろんな事業者とのつながりの中で、こういった返礼品どうですかというような提案について意見交換をし、その中でいろんな提案をいただけるといいが、具体的にこれが決まっていない。メディア等とのリレーション業務は、いろいろ取り組んで、珍しいものはメディアが取材をしてくれ、そういったところでも対応をしていただくような形をとっているとの答弁でした。

委員より、電波利用料の内訳と内容との問いに、電波利用料は、現在、市内に25か所設置している同報無線の関係の電波利用料と、移動系の無線でMCA無線機を配備している関係の電波利用料、また防災ラジオの関係も入っているとの答弁でした。

委員より、機械器具費436万1,000円があるが、内容は。また、RPA導入業務委託料の内容と効果との問いに、機械器具費の436万1,000円は市長車の購入費用。RPA導入業務委託料の内容は、RPA選定業務の内容と、こういったものを全庁的に展開していこうかと考えている。次に、導入支援という形で職員とSEさんが共同でつくり上げる費用が入っている。あとソフトウェアと導入後のサポート費用。あと専用のサーバー型と、あとはスタンドアローン型という独立のパターンがあるが、今回は独立型で、PC3台分を計上しているとの答弁でした。

委員より、広報広聴活動費で広報の配布委託料が99万円となっているが、去年は132万8,000円

だったと思うが、減額されている理由はとの問いに、広報配布委託料で、広報配布の人手不足もある中で、昨年度は少し見積りを高めに設定しており金額が多かったが、今年実績に基づいて予算計上したので、その分金額を下げた計上との答弁でした。

委員より、ストレスチェック業務委託料の健康相談業務委託料とあるが、休んでいる方が今年増えているのか。また、夜間防犯パトロール増額の内訳との問いに、メンタルで休んでいる職員は、今年度、今3人、平成30年度は5人休んでおり、減少傾向にある。夜間防犯パトロール委託料の増加の理由は、令和2年度はオリンピック等の関係もあり、人材確保が非常に難しいと委託業者から報告を受けており、人件費が上がり今回の予算額との答弁でした。

3款民生費では、介護保険施設整備事業、公有財産購入費で、なぜ「あ・うん」の土地を購入することになったのか。また、購入に当たって、地中埋設物について調査を行ったかの問いに、土地購入費、「あ・うん」の土地、建物の所有者より、借り主である社協を通じて市への買取り依頼が令和元年7月にあり、所有者からは、市が買い取ってくれなければ民間へ売却したいとの意向もあった。本市が取得することで、利用者が安心して過ごせる環境を提供することができるということで購入を考えた。埋設物は既存で今使用しており、調査の予定はないとの答弁でした。

委員より、高齢者在宅・施設介護費の個人賠償責任保険料の減額の理由との問いに、減額は1人当たりの年間保険料が2,300円だったが、実績に基づき2,020円に見直したことが理由で、対象者の見込み数は昨年度と同様に60名程度で予算計上との答弁でした。

委員より、アウトリーチ支援員、今の体制では無理なのか、何で今回の事業に入っていたのか。また、35歳から44歳を中心とする就職氷河期世代とある。市においては、この世代の厳しさは具体的にはどのように感じているかの問いに、アウトリーチ支援員は、いわゆる就職氷河期世代の方は非常に雇用環境が厳しい状態にある。中でも、特に不安定な就労であるとか無職等の状態にある方が多い傾向にある。国が令和2年度から3年間の支援プログラムを策定して必要な施策を実施し、市でも新たな施策を実施。具体的な内容としては、アウトリーチ支援員を配置して、正規雇用の希望者とか、長期失業、ひきこもりなどの将来的に生活困窮や社会的孤立のおそれがある方に対して、就職とか増収、社会参加等、自立に向けたサポートを行っていく。市として現在、子ども健全育成支援員が成年されたひきこもりの方に対しても支援を行っており、御本人が就職を希望であれば、ハローワークの同行訪問であるとか御家庭への訪問等を行っているとの答弁でした。

委員より、老人憩の家耐震診断等の業務委託料で、場所はとの問いに、木造造りの憩の家で吉浜北部老人憩の家、高取南部老人憩の家、高浜南部老人憩の家の3か所と、鉄筋コンクリート造りである高浜老人ふれあいの家、以上4か所との答弁でした。

委員より、社会福祉費で子ども医療事業の中で、近隣市で高校生まで入院が無料とかいろいろ進んできているが、そういう考えはないかの問いに、高浜市の子ども医療費助成制度は、入院、

通院とも中学校卒業までとなっており、県の助成基準を上回って実施している状況。また、所得制限も設けていないことから、比較的高い水準の制度になっている。現時点で、子ども医療費の助成は18歳まで拡大するという考えはないとの答弁でした。

委員より、精神障害者医療事業の福祉医療システムの修正業務委託料で、精神障害者医療費助成の対象を精神疾患以外の疾病にも拡大していくという考えで、令和2年度の予算でどう反映されているのかとの問いに、精神障害者医療費助成の拡大に向けて検討を行った結果、システムの改修に七、八か月必要で、令和2年度をシステム改修や周知などの準備期間と位置づけして、令和3年度から精神障害者医療費助成の対象を拡大していく。福祉医療システム修正業務委託料で、システム改修に当たる予算となる内容は、精神通院以外の医療費実績を登録する機能、あるいは全疾病の医療費助成実績を月報へ反映させる機能、資格管理機能の追加といったものとの答弁でした。

4款衛生費は、高浜エコハウス事業で駐車場の使用料が85万1,000円、これの面積はどの問いに、面積は481平方メートルとの答弁でした。

委員より、電子母子健康手帳のアプリケーションシステムの使用料が新しい人のみなのか、今まで手帳であげていた人も使用できるのかとの問いに、これは現行の紙面の母子健康手帳を補完する形になり、使っていただける方は子育て、子供さんを育てていらっしゃる方、御希望の方全て対象となるとの答弁でした。

委員より、産後ケアサービス業務委託料が増えているがとの問いに、現在は産後ケア入院、宿泊型での産後ケアを実施しているが、日帰りでの利用もできるように準備を進めており、そのための増額との答弁でした。

委員より、地域医療振興事業、補助金、移転新築費補助金と利子補給補助金と経営基盤強化補助金、固定資産税等補助金、この4つについて説明をとの問いに、移転新築費補助金は、高浜分院の移転新築に要した経費に対する補助金で、2億円を10年にわたり支援をさせていただくというものの3年目の支援。利子補給補助金は、移転の折に20億円の移転新築への補助金を渡す約束となっており、こちらを分割でお渡しすることに起因する利息相当額。経営基盤強化補助金は、新たに高浜豊田病院で一般病床を開設いただいております、こちらに要する経費で、3,000万円を10年にわたって支援で、その2年目。固定資産税等補助金は、高浜分院及び高浜豊田病院の家屋等の固定資産税及び都市計画税に相当する額を支援させていただくとの答弁でした。

5款労働費では、労働対策推進費で移住定住就業支援事業補助金、実績が今までにはあったかどうかの問いに、現在、申請等はまだされていなく、県内も問合せは37件ほど2月末時点で出ており、実際申請に至っている件数はゼロ件との答弁でした。

6款農林水産業費では、服部新田排水機場ポンプ設備更新工事費、この工事の内容はこれで完了なのか。また、ポンプ設備更新工事積算設計業務委託料の内容はどの問いに、これは既存にあ

るポンプを回すディーゼルエンジンの老朽化に伴う機械の更新の工事で、今の安心・安全を今後も続けていくために老朽化施設を更新するもの。委託業務は、今回の施設更新に当たり、工事をやっていった中で変更等特別なものが発生したときの積算業務を補っていただく委託料。今後、施設の更新は、まだ電気モーターのポンプ等もあるとの答弁でした。

委員より、明治用水中井筋改修事業はいつまで続くかとの問いに、明治用水中井筋改修事業は、当初は令和2年までと聞いている中で、若干、期間延伸ということは聞いているが、これは今の時点では2年程度と聞いているが、正式なところはまだ回答を聞いていないとの答弁でした。

委員より、農地基本台帳保守管理業務委託料は、宅地の中に緑があるという状況、生産緑地と調整区域は国が割り振って区域を決めるのかとの問いに、生産緑地ということで答える。平成34年、当初指定した生産緑地というものの期限が来る。昨年度、今年度にかけて地権者にいろいろアンケート調査を取り、結果、市内全域、吉浜地区に限らず市内全域で約7割の方が生産緑地は継続されるということ。市街化区域と市街化調整区域の区域をどのように決めたかは、実は詳しい年代、正確な年代までは分からない。昭和40年代当時、線引きがあり、それによって区域を分けているとの答弁でした。

7款商工費では、企業誘致に関する奨励金はこういった活動に今後使われていくのか。また、中小企業支援事業の中の補助金で、高浜市信用保証料補助金が今、コロナウイルス等の関係で、この枠を拡大するつもりがあるかとの問いに、高浜市信用保証料の補助金は、コロナウイルスの影響がどの程度出てくるのか今後注視されるもので、近隣市の動向も踏まえながら検討していきたい。今現在では直ちに増加するとかは考えていない。企業誘致等に関する奨励金、豊田町地区、小池町地区に立地する企業ではなく、今回、補助対象となる企業は別の市内で操業する企業計4社との答弁でした。

委員より、高浜市観光協会活動事業費補助金の事業内容との問いに、令和2年度の事業活動は、観光交流事業として鬼みちまつりの実施、また、情報発信事業として、市内観光資源情報のPR業務やマスコミ関係への対応、定住自立圏、近隣市町への関連イベントへの出店。また、各種団体事業への後援名義使用許可等を行う。また、高浜市観光案内所の運営事業、シティプロモーション事業等の実施を予定との答弁でした。

委員より、コミュニティ交通費、いきいき号循環事業で、昨年12月、アンケートを集められたが、その結果は。また、運行を変更されるかと思うが、その時期はとの問いに、アンケート調査は、最終的に有効な回答が269人。主な意見は、待ち時間や乗り継ぎのこと。刈谷市コースで、行きにしか高浜豊田病院に止まらないので、帰りにも止まってほしいとの御意見。あとは各コース、右回り、左回り、逆回りが欲しいとの御意見。これらのアンケート調査等を踏まえて、来年度中旬をめどにダイヤ等の見直しをしたいとの答弁でした。

8款土木費では、都市計画基本図修正業務委託料で修正する内容との問いに、直近の都市計画

基本図の修正は平成26年度となっており、昭和45年よりおおむね5年間隔の業務委託で実施をしている。都市計画基本図は近く改定が予定されており、総合計画、都市計画マスタープラン、各種ハザードマップなど、高浜市の様々な計画をはじめ、県や近隣市への事業へも提供される。市内全域を網羅した唯一の公共の基本図。加えて、令和元年12月より公開型の地図情報システムの運用が始まり、市のホームページから誰でも簡単に基本図を閲覧することができる。現行の都市計画基本図と現況とが乖離が大きくなっているという問題がある。そのため、この地図の修正の判断としているとの答弁でした。

委員より、排水路ポンプ施設等設計業務委託料の内容と、工事請負費の中の道路橋りょう修繕工事費はどこの橋梁の修繕を予定しているのかとの問いに、排水路の委託業務は、塩田のポンプ場の電気設備の更新に当たっての委託。道路橋りょう工事費は、橋梁の修繕をするのではなく、道路の修繕との答弁でした。

委員より、公営住宅管理事業の中の市営住宅の修繕工事設計業務委託料はどこの市営住宅なのかとの問いに、芳川住宅との答弁でした。

委員より、公園整備管理事業で工事請負費が1,910万円、公園等整備工事費が1,050万円、公園等維持補修工事費が860万円、この内容をとの問いに、碧海公園の複合遊具の更新となっており、公園の維持補修工事は、既存の公園の遊具、照明等、修繕、保全していくものとの答弁でした。

委員より、空家情報データベース作成等業務委託料で、活用方法と効果はとの問いに、空家データベースの活用方法は、平成30年度に策定した空家等対策計画で、外見目視等の結果を基に、その所有者等にアンケートを実施。その結果、管理不全な空き家の軒数は34軒。さらなる空き家の把握をするため、過去3年間の水道の利用状況を基に新たな空き家候補が判明。より詳細な空き家の実態を把握し、その結果を基に、今後の特定空き家を判定するための基礎資料とするためのもの。委託結果の活用方法は、今後の空き家に対する判定資料として活用していくほか、空き家の利活用の促進を促すことを事業として行い、空き家の増を防ぐ効果をさらに進めていきたいとの答弁でした。

9款消防費では、広域消防事業分担金ではどのような内容で増額かとの問いに、主に衣東連合署員の人件費等の増加による伸びと、過去にさかのぼると、車両の購入の有無等によっても大きく金額は変わるとの答弁でした。

10款教育費では、スクールソーシャルワーカー謝礼で、今までも生徒指導相談員とかスクールヘルパー、スクールカウンセラーが頑張っていて、こういった方で問題の対応はできないものかとの問いに、現在、学校ではスクールカウンセラー、スクールヘルパーの先生方にも入っていただき、子供たちのために力を貸していただいている。スクールソーシャルワーカーとそういった先生方との大きな違いは、スクールカウンセラーやスクールヘルパーさんたちが子供たちに直接働きかけをするというものに対して、スクールソーシャルワーカーは子供が置かれた環境に働き

かけをするという意味で大きな違いがある。例えば不登校の子供たちを見ていく中で、その裏に虐待が見えてきたり貧困が見えてきたり、そういったところへ切り込んでいくことがスクールカウンセラーでは難しいことがある。今回、そこへ働きかけていけるスクールソーシャルワーカーの配置をお願いしているとの答弁でした。

委員より、教育活動推進事業、外国人英語指導助手派遣業務委託料の内訳はとの問いに、来年度から小学校の学習指導要領が完全実施となり、これまでも小学校三、四年生では外国語活動、五、六年生で外国語科という英語の授業に取り組み、今年度は三、四年生が年15時間、五、六年生は50時間の授業を実施。来年度完全実施となると、それぞれ20時間、時間数がプラスされる。外国語活動や外国語科の授業では、外国人のALTの先生に授業に入っていただく。全ての外国語科活動、外国語科の授業にALTの先生に入っただけで、小学校では現状2人であったALTの先生を4人として、全授業でカバーできるようにしていく。

委員より、高取小学校大規模改造事業実施設計等業務委託で現在の状況はとの問いに、高取小学校の大規模改造事業の実施設計の業務委託では、新たに学校を建設するより大規模改造工事の設計のほうが難しい。児童や学校運営への影響をいかに抑えていくかということが重要になる。本市にとって初めての大型改造工事ということで、モデル事業として設計期間を3年間と長めに取っており、コスト面を考慮しながら、将来に責任を持てる大型改造工事にしたいと考えているとの答弁でした。

委員より、図書館の管理運営事業で、図書館の指定管理料のうち図書購入費が幾らになっているのか。また、図書館機能移転支援業務委託料でどのような内容の支援業務委託をとるの問いに、図書館管理運営事業のうち、図書館の指定管理料の中で図書購入費は500万円。図書館機能移転支援業務委託の内容は、既存施設の活用で、こういったスペースを活用するのか条件の整理を行い、機能移転の候補施設でこういったレイアウトができるのかといったレイアウトプランの作成。機能移転した場合に、仮に施設改修等が必要であれば、どんなものが必要なのか、また概算費用は幾らぐらいになるのかを調査との答弁でした。

委員より、消耗品費の増額理由、またストレスチェック業務委託料の内容はとの問いに、小学校教育振興事業の消耗品費は、学校にそれぞれ配当予算として約500万円。教材を購入したり、理科教材等がある。一番大きなものが、教科書が改訂になり、指導書の購入代が3,800万円、教科書が86万円で大きく増額。ストレスチェックは、現在、労働安全衛生法の定めで、常時50人以上の労働者を使用する事業所は義務づけされている。本市では高浜中学校がこれに該当し、実施している。ただ、学校規模による教員の仕事に違いはなく、職員の少ない学校のほうが1人当たりの担当業務量が増えて負担も大きい。高浜市の教職員全員が心身ともに健康で、笑顔で子供たちの前に立つことができるよう、令和2年度より全ての学校でストレスチェックを実施との答弁でした。

委員より、人事管理事業で、会計年度任用職員はどれぐらいの人数が配置されているのか。また、スクールソーシャルワーカーはどういう方が仕事に就かれているかとの問いに、会計年度任用職員は、現在、まだ児童の数によって学級数が確定していない。現段階でサポートティーチャーを17名、通級指導の担当教員が3名、スクールアシスタント16名、くすのきの早期日本語の指導員が2名、学校司書3名、スクールヘルパー3名、生徒指導相談員が2名、通訳の方が3名、特別支援教育アドバイザーが1名、合計50名を予定。スクールソーシャルワーカーは、正規の勤務の方ではない。高浜市では教員のOBの方、教育の世界をよく知る方に入ってくださいと予定との答弁でした。

委員より、高取小学校プール解体工事費の跡地利用は。また、港小学校北側フェンス整備工事費は職訓との間と思うが、工事の内容はとの問いに、高取小学校のプール跡地は今から大規模改造をするので、そのための職員の駐車場や資材の置場の予定。港小学校の北側のフェンス工事は、令和2年度に県が職業訓練校の解体を予定。今、万代塀であるが、万代塀が危険なので、今のタイミングで壊さないと、県が職業訓練校を解体して土地が売却され民間の手に移ってしまうと、そちら側からフェンスの修繕ができないということで、このタイミングで修繕をやるものとの答弁でした。

職業訓練校は、市が今借りるなり買うなりの話はされているが、それ以後でもいいと思うが、何かもったいないような気がするがとの問いに、市として、将来的な港小学校の建て替えのときにはその土地を使いたいと思っている。一度調整をさせていただきたいとの答弁でした。

11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、質疑ありませんでした。

議案第19号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算では、国民健康保険予算額が若干減っていると思う。また、国保の短期被保険者証発行世帯数が若干減っていると思う。323世帯あるが、どのようにされる予定なのかとの問いに、国民健康保険事業特別会計予算の総額が減っているが、被保険者数が年々減少していることが大きな要因。また、年間にかかる医療費も、被保険者数の減少に併せて全体的には減ってきていることも大きな要因。短期被保険者証を今後どうしていくかは、基本的に6か月間滞納のある方を中心に半年に1回発行し、その際はしっかりと国民健康保険税を支払っていただくような面談を行いながら発行。そういった取組の成果もあり、少し減ってきたとの答弁でした。

委員より、出産育児一時金が約550万円ぐらい減額になっているが、また退職被保険者等医療給付費分が増減する理由はとの問いに、出産育児一時金は過去3年の平均が1年当たり32件で、1件当たり42万円という額をかけて積算。退職被保険者等医療給付費分で国民健康保険事業費納付金は、退職者医療制度が今年度をもってなくなり、今回は最終的に精算という意味で県から確定額の通知が来ており、それにもたれて予算を計上との答弁でした。

議案第20号 令和2年度高浜市土地取得費特別会計予算では、公有財産購入費、土地購入費が

410平米で3,505万5,000円の内訳はとの問いに、土地取得費特別会計は、今後発生し得る公共用の代替予定地があった場合を想定して予算計上。場所が決まっているわけではなく、ある程度の地区でこのぐらいの用地を確保したいと考え、ピンポイントでは考えていないとの答弁でした。

議案第21号 令和2年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算では、現在、教育委員会、こども未来部、福祉部に続き、いろいろいきいきに移ったが、現在駐車場が困るということはないのかとの問いに、一部、立体駐車場ではなく別のところに止めているところもあり、全てが充足されている状況ではない。利用者、市民の方からの視点で言えば、2月末現在で10名ほど利用したいと予約を待っているとの答弁でした。

議案第22号 令和2年度高浜市介護保険特別会計予算では、要介護認定者数や標準給付費、計画値に対する実績はとの問いに、計画値に対する状況は、要支援、要介護認定者数は平成30年度の推計値に対し76名の増、令和元年度は39名の増。また、標準給付費は、平成30年度の計画値に対する実績値の割合は96.9%、令和元年度では約99%と見込み、令和2年度において保険給付費として、前年対比5.6%増の25億6,279万8,000円と、おおむね計画どおりの給付費を見込んでいるとの答弁でした。

委員より、介護保険の関係で総合事業の内容の問いに、総合事業、介護保険法が改正され、要支援者が総合事業のほうに移行。サービスの種類は通所型が市内2か所ある。それと訪問型、主にシルバー人材センターのほうでサービスを提供している。全てが総合事業に移っているのではなく、どうしても現行制度のヘルパーの利用が必要な場合は、市に申請を出せばヘルパーの利用も可能との答弁でした。

議案第23号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算では、今年度の保険料は幾らになるのか。また、今年度と来年度、2年ごとに保険料が変わるがとの問いに、令和2年度、令和3年度、財政運営の関係で2年ごとに保険料の見直しを広域連合が行っている。それに基づき、令和2年度から保険料率が変わる。今年度までの保険料率だと所得割率というのが8.76%であったのが、令和2年度から所得割率が9.64%ということで0.88%増加。あわせて被保険者均等割額というものがあり、今年度まで4万5,379円だったものが令和2年度から4万8,765円ということで、3,386円増加する予定との答弁でした。

議案第24号 令和2年度高浜市水道事業会計予算で、有収率との問いに、平成30年度の末の時点で有収率は96.43%、1月末の現在で96.91%となっているとの答弁でした。

議案第25号 令和2年度高浜市下水道事業会計予算では、下水道使用区域内で公共下水道に早期接続となっているが、まだ接続工事がされていないところもあるかと思う。どのように考えているのかとの問いに、まだ3年でつながっていないところもあり、戸別訪問で接続の案内をさせていただいているとの答弁でした。

以上が審査経過の一部ではありますが、概要を報告させていただきました。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第18号、議案第19号、挙手多数により原案可決。

議案第20号、議案第21号、挙手全員により原案可決。

議案第22号、第23号、第24号、第25号、挙手多数により原案可決。

以上が当予算特別委員会に付託されました案件の審査に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

[予算特別委員長 杉浦辰夫 降壇]

○議長（北川広人） ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時5分休憩

午前11時14分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

15番、内藤とし子議員。

[15番 内藤とし子 登壇]

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して討論いたします。

議案第8号 高浜市学校設置条例の一部改正について。

本案は、公立の高浜幼稚園を民営化、こども園化するために高浜幼稚園を廃止するものです。

平成16年度の三位一体改革に伴い、公立保育園運営費の国・県補助金が廃止され、民間保育所に国・県から運営費補助金の交付が受けられることとなりました。幼稚園や保育園は、教育と同じように重要な役割を持っています。これまで公立で運営してきたものを民営化する必要はどこにあるのでしょうか。さきに言いましたように、国が民営化を進めるために、幼稚園の補助金を一般財源化したことにあります。

さらに、父母が働くときなどに園を移動しなくても変更できるというこども園の利点を言いますが、新しくできる園ならば別ですが、今ある施設をなくしてまで子供たちに新しい民営化した施設での負担を負わせる必要はありません。

公立園として運営してきた、また保育士さんたちが積み上げてきた専門性など、独自のものをなくすこととなります。公立幼稚園を廃園する本条例案には賛成できません。

議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について討論いたします。

高浜市立高浜幼稚園の民営化及び認定こども園化に伴い、職員を派遣することができる団体に、当該認定こども園の運営主体である社会福祉法人そらかぜを追加するというものです。

これまでの公立園の職員をこども園に派遣するための条例改正です。こども園化して民営化した場合、職員が全員替わってしまって子供とのコミュニケーションが取れなくなってもいけないなどのために、派遣ができるようにするものです。

民営化については、子ども・子育て支援事業計画を踏まえて実施するものですとの説明でした。しかし、民営化については、推進する自治体高浜市の狙いは運営コストの引下げです。もともと幼稚園の運営費の大方は人件費であります。民営化でコスト引下げは人件費の引下げにあることは明白です。幼稚園の運営費は一般財源化され、運営が厳しくなっていることは確かです。民営化すれば、国から幼稚園に補助金が入ります。この民営化の流れに沿って進めているとしたら、国の民営化の方針に沿うことになります。

民間の保育士の給与や幼稚園教諭の給与は、公立の保育士、幼稚園教諭より低いと聞いています。長期間働いて専門家としての経験を積むなどということは難しいものがあります。公立園として、最低基準を守り、保育の質を高めてきた流れを逆流されることはあってはならないと考えます。

施設職員が替わることによる子供たちへの負担を減らす意味も含め、職員派遣を行うと考えますが、たかとりこども園でも、これまでは嫌がらずに公立園に登園していた子が、こども園に通うようになって毎日泣くようにして嫌がるといった話を聞きました。先生は知っている人がいても、自分の先生はとか、園の雰囲気が違うとか、子供は説明ができないだけで、それだけに敏感に違いを感じます。

保育の原点は、どんな子に育ててほしいのかが問われています。元気で思いやりがあって賢い子に育ててほしいと願う父母の願いに応えるための保育の果たす役割は大きいものがあります。特に少子化が進み、家庭で子供同士の社会体験が乏しくなっていることから、幼稚園での子供同士の共同生活は子供の生活に欠かせない体験で、そこでお互いを受け入れること、愛し愛されることを通じて成長発達するため、保育所や幼稚園は大きな役割を果たしているのではないのでしょうか。幼稚園は子供の成長にとって学校教育と同じように重要な役割を持っていますが、日本での位置づけは低過ぎます。

職員にとっても、職場を変更されるのは緊張するものです。ほかの職員も、この後、公立保育園1つ、公立幼稚園2つ残るだけで、職場としても定着しません。公立園でこれまでどおり運営するなら派遣は必要ありません。本条例案には賛成できません。

議案第10号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正について。

本案は、放課後児童健全育成事業に関わる職員の資格を緩和する条例で、国の基準が変更になり、従うべき基準であったものが参酌する基準に変更したことに伴ってのものです。

この事業に関わる職員は処遇が低く、労働は厳しいものがありますが、その上、基準まで参酌するに変えられるのでは、放課後児童の事業の質の低下が懸念されます。放課後児童健全育成事業は、一人一人の放課後を通して、また夏休みや冬休み等を通して健全育成を図るものです。遊びと生活を通して、学校では見えない内面など充実させながら健全育成を図るものです。基準を緩和させる本条例案には賛成することはできません。

議案第11号 事業契約の変更について。

高浜小学校等整備事業の契約金額について、地中埋設物撤去工事による施工増及び維持管理業務に係るサービス価格指数の上昇に伴い増額するものです。

地中埋設物に係る撤去工事によるものは、グラウンド南側、南校舎の解体、メインアリーナやサブアリーナなどの基礎からのもので、合計1,141万5,810円です。価格指数の上昇に伴い増額するのは1,245万1,860円で、合わせて変更前が48億6,977万5,815円で、変更後は48億9,364万3,485円になります。

これら地中埋設物については、高浜市のように瓦を主製品、産業として成り立ってきたまちであるならば、建設に関わる当初から埋設物が出ることは考えられることではないでしょうか。勤労青少年ホーム、たかとりこども園も地中埋設物が出ています。当初契約する段階での把握、調査など不十分だと考えます。

しかし、埋設物が出たたびに議会に報告がされてきたのは、実態がよく分かり、今後も引き続き踏襲してほしいと考えています。

以上で反対討論を終わります。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、9番、柳沢英希議員。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番（柳沢英希） 議長より発言の許可をいただきましたので、議案第8号、議案第9号、議案第10号につきまして賛成討論をさせていただきます。

まず、議案第8号 高浜市立学校設置条例の一部改正について。

この議案は、高浜幼稚園の民営化及び認定こども園化に伴い、設置条例の一部である高浜幼稚園の項目を削るものであります。

民営化後は、社会福祉法人そらかぜが運営することとなりますが、実績として西尾市の平坂保育園や青木町にある高浜あおぞら保育園の運営も行っていることから、運営を受けていただくことに不安はございません。

また、市内幼稚園の現状を見ましても、時代の流れから定員割れを起こしている幼稚園は多く、新たに保育園機能を有するこども園化とすることで、1歳児や2歳児の受入れ可能人数も子供を預かる時間枠も広がります。保育サービスがさらに拡充されると考えておりますので、反対するものではないと思っております。

議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について。

こちらは、高浜幼稚園の民営化及び認定こども園化に伴い、社会福祉法人が運営を行うこども園に職員3名を派遣するものであり、公立園で実施されてきた事業等の経験を生かすこと、また園児に対しての環境変化の激変緩和を取るものでございます。

ほかの先生方も児童センターや他園へ移ったり、臨時職員の先生でも2名は正規職員となると伺っておりますので、全体を通しましても反対するものではないと考えております。

議案第10号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、放課後児童支援員の要件につきましては、都道府県知事等が行う研修の修了者に修了予定者を含むとするもので、現在は教員や保育士、社会福祉士等の資格、基礎資格を有し、知事等が行う研修を修了した児童支援員を最低でも1人置くこととなっておりますが、万が一その児童支援員さんが急遽休むこととなったり、辞めてしまうという形で不在になってしまった場合、放課後児童クラブを開くことができなくなってしまうということになります。その対策として、補助者であっても、その年に開催される研修の受講予定者であれば有資格者とみなすものであり、もとよりさきに述べた基礎資格をしっかりと持っているということを踏まえれば、子供たちに対する事業に対しても反対するものではないというふうに考えております。

以上のことより、議案第8号、第9号、第10号に対して、市政クラブを代表しての賛成討論とさせていただきます。一人でも多くの御賛同をいただきますよう、よろしく申し上げます。

〔9番 柳沢英希 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第11号 事業契約の変更について、反対の意見を申し上げます。

高浜小学校の整備はPFI事業で行われております。PFI事業で行う理由は、歳出を平準化するためという説明でした。ところが、SPCに対し一時払いを3回する契約となっており、その支払いのために起債を行っております。このように起債を併用するという契約は、変則的で理解しがたいものであります。

そもそも無理な複合化をするのではなく、まだまだ使える体育館や中校舎を残し、躯体的に問題のある校舎を建て替えすればよかったです。また、今回、維持管理業務に係るサービス価格指数の上昇に伴う契約金額の上乗せがありますが、PFI事業による維持管理費は性能発注であるため、詳細な見積り内容が不明であり、そもそも契約時のサービス対価が適正かどうか、ま

た今回の変更が適正であるのかも判断できません。よって、議案第11号に反対いたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、3番、杉浦康憲議員。

〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○3番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、議案第11号事業契約の変更について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

提案理由にもありますように、この事業契約の変更は、地中埋設物撤去工事と維持管理業務のサービス指数の上昇に伴うものです。

3回の地中埋設物撤去工事費用ですが、建物がある場合、調査も限定されます。その上、毎回異なる地中埋設物に対して、限られた工事現場、限られた工期の中、それぞれ適切な処理が行われております。

また、維持管理業務においては当初の契約に基づいたもので、それ以上でもそれ以下でもありませんが、サービス指数が落ち着くのを期待します。

これらより、今後も契約に基づき適宜対応し、速やかな事業の進行をお願いし、賛成の立場での討論とさせていただきます。

〔3番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して、予算関係の反対討論をいたします。

議案第18号 令和2年度高浜市一般会計予算について。

昨年10月から消費税が10%に増税され、市民生活にも重い負担がかかっています。その後、新型コロナウイルスが発生、世界的に感染が広がり、オリンピック・パラリンピックも実施が危ぶまれています。市民調査では、経済対策として、消費税を引き下げることがよいとの意見が6割近くにも上がっていると報道されています。

それでは、高浜市令和2年度予算の討論に入ります。

本予算は、過去最高の一般会計170億7,700万円で、前年度比16億5,400万円、10.7%増となっています。個人市民税は30億6,690万円で、前年度比1,618万5,000円増となっています。法人市民税は5億5,904万1,000円で、1億5,067万円の減となっています。昨年、法人市民税が9.7から6に引き下げられたことが若干影響していることもありますが、景気の変動や外圧等が複合的に影響しているとのことです。

本予算で評価できる取組としては、高取、吉浜小学校大規模改造事業の実施設計業務事業によるやく着手、小・中学校トイレ改修工事設計業務委託料が計上。市営住宅の老朽化に伴って、東

海住宅排水管修繕工事や湯山防水修繕工事費など計上されていることです。また、共産党が以前から要求しておりました精神障害者医療費助成を、精神障がいだけでなく対象を拡大することになりますが、令和3年度からとのこと。県内でも大変遅れての実施になります。このような予算化がされたことは評価できることもありますが、全体として評価できる事業は乏しいと言わなければなりません。

次に、改善が求められる幾つかの取組を指摘します。

歳入で改善すべき施策としては、歳入不足を補う独自の財源確保であります。資本金10億円以上の大企業の法人市民税の制限税率を9.7%にする不均一超過課税を即時に実施することが求められます。不公平の拡大をストップさせる観点からも、法人市民税の不均一課税を実施するよう求めます。

また、20款の諸収入雑入にボートレースチケットショップ高浜環境整備協力金6,000万円が計上されていますが、このボートピアは建設に至る段階からでたらめな方法で町内会も議決を行い、建設に至った経緯があります。ボートピアはギャンブルであり、市民のお金を巻き上げて成り立つものであり、不運にも負けた方たちの上に成り立つものであります。敗者の上に成り立つボートピアの売上げから1%の利益をとということですが、このようなお金では地域も活性化しませんし、健全財政とはいえません。

歳出として、第2款総務費は、マイナンバーカードの交付実績は2月末現在12.5%で、発行枚数は6,155枚となっているとのことですが、近年、個人情報保護が問題となっている中で、ファイル転送サービス「宅ファイル便」で外部漏えいしたほか、トヨタ自動車株式会社の販売子会社やユニクロでの顧客情報の流出等、確認されています。そして、マイナンバーの情報漏えいも年々増えております。あわせて、2021年3月にカードを健康保険証として使える予定にしているほか、年末調整や確定申告書類の入力、お薬手帳や教員免許状、運転経歴証明書、障害者手帳との一体化も想定しています。

国だけでなく自治体も含めICT化する業務が増え、この5年間で情報関連システム関連予算は増加しており、その受注はNTT、富士通、日立といった上位5グループで全体での4分の3を占めています。一部大企業はNT特需に沸き、国民には負担がのしかかり続けています。こんな国民に負担ばかりの制度はやめるよう求めます。マイナンバーそのものの問題点もさることながら、国民が必要としない制度に固執し、国民にマイナンバーを押しつけるやり方はやめるべきです。

リニア新幹線の補助金が今年度も計上されていますが、大型公共事業を進めることについて自治体も推進することになり、補助金は中止すべきです。

3款民生費、社会福祉費、子ども医療事業、近隣市でも、24歳までの豊田市、高校卒業まで入院費無料を進める岡崎、刈谷、安城市など取組が進んでいます。高浜市も子育て支援として取り

組むべきです。

4款衛生費では、地域医療振興事業で高浜豊田病院へ2億円、これは高浜分院の移転新築に要する経費の10年間にわたって補助金を出す費用の3年目の費用です。利子補給補助金は、移転の折に20億円の移転新築への補助金を渡す約束となっていた金額の分割で渡す約束になっているものに起因する利息相当額です。経営基盤強化補助金は、高浜豊田病院で一般病床を開設いただいた経費で3,000万円を10年にわたって支援をさせていただくその2年目です。固定資産税等補助金は、高浜分院及び高浜豊田病院の家屋等の固定資産税及び都市計画税に相当する額を支援するものとの説明でした。

民間の病院を建設費の半額を補助し、その上、固定資産税や都市計画税を補助、高浜分院という民間病院の固定資産税まで、建物を解体するまで経営が厳しいだろうということで、高浜市は援助するといいます。しかし、これまで10年間、約30億円余り分院に援助してきて、今後も10年間、23億円余り高浜市が援助するのでは、民間病院として収支のバランスが取れるように頑張ることもなくなるのではないのでしょうか。高浜分院の建物にかかる固定資産税は1,191万7,400円、高浜豊田病院の建物にかかる固定資産税は4,399万1,500円、締めて合計2億9,731万9,000円、非常に高額な補助金を一民間病院に支払い続けるのは、市民に納得がいくとは考えられません。

ごみ減量リサイクル推進事業の問題で、リチウムイオン等小さな電池の処理について、碧南市や高浜市以外の地域では、電気屋さんの窓口に使い捨ての電池を入れておく箱が据え付けてあるそうですが、この地域はないので、箱を用意していただくように話をしてほしいという意見について、市は4月1日から高浜市役所とエコハウスに回収箱を用意しますとのことですが、市内の量販店で試験的にボックスが置かれているところもあるけれども、ホームページを見ていただいて利用してほしいと考えていますとのことでした。ホームページを見る方がどれだけいるのか、広報等で周知すべきです。

8款土木費、名浜道路推進協議会負担金6万円、名古屋三河道路推進協議会負担金6万円、大型開発の土木事業を予約してあるようなもので、今現在でも道路は十分通行できるようになっています。こんな負担金は必要ありません。

10款教育費、大山会館が、町内会による活用が今、検討中ということで、最終的には総会といった場で活用する、しないが決まっていくであろうというふうに考えているとの答弁がありました。このとき町内会では、町内会長が「大山会館は今後、春日町が運営するとの件で市役所との話合いには応じません」と既に回覧板で回していました。12月議会ではほとんど決定しているかのような答弁であったのが、3月議会では今検討中とトーンが下がり、うそをついていたこととなります。12月議会で日本共産党が指摘したとおりではありませんか。また、このような議案に賛成した議員の責任も問われます。

議案第19号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計について。

国民健康保険会計加入者の状況は、高齢者が増え、国民健康保険は事実上低所得者でほかの医療保険に入れない人々の医療保険となっています。ところが、加入者の所得は年々低下しているにもかかわらず、年々保険料が上がり、支払いが困難になり、高くて払えないの声が大きくなっています。国保加入者の中にも貧困と格差が拡大する社会の中、短期保険証も323世帯発行されています。平成30年に県の広域化がされ、またその後引上げをしたことにより、多くの方の住民負担が増え、将来の生活不安と生活困窮を訴える人が増えています。皆保険制度が雪崩を打って崩れてきています。国民の命と健康を守る保険が国民を苦しめているのでは本末転倒です。

保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担を引き下げたことが大きく影響しています。1984年までは、かかった医療費の45%が国庫負担でしたが、現在はかかった医療費の23%程度にまで引き下げられたことによります。さらに、愛知県が市町村の国保に補助金を出していたのが廃止されたことも大きく影響しています。

国保の被保険者は、所得の少ない方が多く加入している保険で、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度です。国の責任を棚上げしたまま国保の財政危機を根本的に解決することは不可能です。ですから、国庫負担などの手だてを取るよう国に強力に要請するべきです。全国知事会や全国市町村長らが集まった国保制度改善強化全国大会の宣言や、国が「公費1兆円の投入」を政府に求めた訴えを実現させることが不可欠です。

また、国保に対する視点では、当局は相互扶助の立場に立っていますが、同法は第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするとうたっており、国保の社会保障としての位置づけは明瞭であり、認識を改めるべきです。

議案第22号 令和2年度高浜市介護保険特別会計予算について。

県内でもトップクラスの保険料が続くことから有名になった高浜市ですが、介護保険は社会全体で支え合う制度として運営されていますが、施設面では、特別養護老人ホーム入居が果たせず、現在119人が自宅などで待機し、家族介護を余儀なくされる状況があります。保険と言うのなら、特別養護老人ホームなど、必要なときに保険のサービスが提供されるというのが本来の保険サービスではないのでしょうか。介護度3以上になっても特養に入れられないのでは、介護詐欺と言わなければなりません。

高い介護保険料による料金納付滞納では、平成30年度は172人、金額にして715万5,704円、平成31年度213人、金額にして683万101円になっています。

今日、高齢者を取り巻く環境は、年金、医療、社会保障のあらゆる分野で、受益者負担などの名の下で重い負担を余儀なくされています。したがって、本予算で改善すべきは、基準以下の方たち、本人が住民税非課税の保険料を軽減させて負担を減らし、最高段階を引き上げる必要があると考えます。さらに、市独自の横出し、上乘せサービスを福祉施策で事業化することを求めま

す。

また、介護保険制度が始まって20年になりますが、制度設立当初は介護給付費の17%だったものが、保険料が3年ごとに約1%ずつ引き上げられて、第7期介護保険事業計画では23%になっています。国庫負担は最初に制度を決めたとおり25%のままで、そのうち5%分は調整交付金です。これでは保険料は高くなるばかりです。調整交付金は廃止して、国庫負担の割合を30%に引き上げさせる必要があります。

現在、各地では、第8期介護保険事業計画の案づくりが進められています。厚生労働省は、8項目の給付と負担の見直しを提示、具体的検討を始めています。現在40歳からの2号被保険者の年齢引下げや、ケアプランの作成費用の自己負担化などです。重大な問題点は、要介護1、2の生活援助サービスの総合事業への移行で、訪問介護やデイサービス利用者、これをもっと要介護1から5まで幅広く総合事業へ移行させようというものです。これが実施されると、事実上、身体介護が必要な介護サービス利用者以外は保険給付の対象としないという、制度始まって以来の大改悪になります。賛成することはできません。

議案第23号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、75歳以上の高齢者を年齢で区切り、75歳以上を組合健保や協会けんぽの被扶養者や国民健康保険から切り離す制度で、ほかの年代よりも医療が必要な高齢者だけの医療保険であるため、被保険者の増加、疾病の増加、医療技術の高度化が直接保険料に反映する制度です。

2020年度から2021年度の平均保険料は9万2,191円、2018年度から2019年度の平均保険料は8万3,781円で、約10%の引上げになります。医療給付費が増えたら保険料が際限なく上がる仕組みには無理があり、国が責任を果たすべきです。

低所得者のための軽減措置も縮小され、75歳以上の後期高齢者医療では所得の低い人の保険料が高くなります。広域連合は、均等割額の軽減が8割軽減が7割に、8.5割軽減が7.75割軽減に縮小されることで、広域連合化の影響を受ける人数は、8割が7割になる影響を受ける人数は16万8,258人、影響額は8億2,100万円、8.5割が7.75割の影響を受ける人数は16万1,657人、影響額は6億2,800万円とのことです。

当面、保険料を引き下げするために、葬祭費、審査支払手数料などを市区町村からの負担にして保険料を抑制している東京都広域連合のように、愛知県広域連合でも独自軽減を実現するよう求め、本来このような保険制度は一刻も早く廃止し、財源等、問題点を国民の合意で改善し、高齢者の窓口負担は無料にして、高齢者の老後を安定、安心したものにすべきです。

議案第24号 令和2年度高浜市水道事業会計予算。

本予算は、年間総給水量516万6,000立方メートルで9億891万9,000円で、前年度比約1.8%増を見込んだ内容となっています。

愛知県内の水需要が減っている中、また豊川水系も水は足りている中、設楽ダム建設を進めて

いますが、きっぱり中止するよう愛知県に要請するべきです。このような大型開発工事に過大な設備投資をすることは、県水道料金値上げにつながることを懸念されます。

森林や里山を大規模に水没させながら環境問題を言うのは矛盾しています。当市にとっては県水から100%受水をしていることから、本水道会計に与える影響が大きいため、県に対して責任受水制の見直しや、過大かつ無駄なダム建設計画中止などを要請するべきです。

議案第25号 令和2年度高浜市下水道事業会計予算について。

本予算は、公衆衛生の向上、川や海の水質保全、さらに地域の環境改善などを目的に、全体の計画区域面積890ヘクタールに対して、令和2年度は供用開始区域523.6平方メートル、区域は3万459人。下水接続率は82.9%、普及率は62.3%となっています。

しかし、10年たっても接続ができずにいる家庭があるなど問題が残っており、経済的な問題もあるとのことで、低所得者に助成策を取る必要があります。さらに、市の借金が公共下水だけでも74億円を越す額に膨れ上がり、市財政の硬直化を招く問題を抱えることから、公共下水一辺倒の事業内容には賛成できません。とりわけ、地震災害時の復旧に要する対応や水の環境浄化への即応性、経費の軽減等で優位な合併浄化槽への選択と普及を図るなど、事業の見直しを求めます。

以上で、問題点と改善、提言を述べて討論いたします。

[15番 内藤とし子 降壇]

○議長（北川広人） 次に、2番、神谷直子議員。

[2番 神谷直子 登壇]

○2番（神谷直子） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました議案第18号、第19号、第22号、第23号、第24号及び第25号の6つの議案につきまして、市政クラブを代表して、賛成の立場で討論いたします。

令和2年度は、高浜市にとっては市制施行50周年といった大きな節目の年になります。そうした中、市長は、次の50年、そして未来へと、不断の取り組みを決してやめることのないよう、予算編成方針を「新たな50年を切り拓く予算」と位置づけています。新たな50年を切り開いていくためには、これからを切り開く人づくりやまちづくり、そして、これらを進めていくための財源が重要です。

令和2年度の予算編成に当たっては、経常経費一般財源に着目し、3年、5年先といった少し先を見据えて、計画的に事業を見直すといったテーマを掲げて取り組んでいます。公共施設総合管理計画にも着実に取り組んでいます。将来を見据えた視点に立ち、事業を計画的に集約したり縮減したりすることは、財源の確保といった観点からも必要なことであり、新たなスタートを切る年にふさわしい考え方であると評価しております。

さて、令和2年度の一般会計予算を見ますと、総額は170億7,700万円で、前年度と比較し16億5,400万円の増と過去最大の規模となっています。これは、高浜小学校等整備事業が最終年

度に当たることがその主な要因であると理解しています。そのほかにも、公共施設推進プランを着実に進めていくための予算計上がなされています。

歳入に目を向けますと、市税収入は88億5,825万円で、法人市民税の一部国税化の影響が見込まれるものの、過去最高であった昨年度をさらに上回っています。ただ、新型コロナウイルスによる今後の経済への影響については、注視していかねばなりません。

ふるさと応援寄附金については、シティプロモーション支援業務における効果により、約2倍の1億3,000万円を見込むなど、自主財源の確保に向けての努力がうかがえるところであります。その一方で、地方交付税については引き続き不交付と、依然として財政調整基金や公共施設等整備基金といった基金に頼る状況で、今後も厳しい財政運営が見込まれるところであります。

大型の予算編成ということで苦勞される部分もあったとは思いますが。そうした中であっても、市長の思い、特に、子ども・教育といった分野への投資は積極的に行われており、評価しているところです。

次に、個別の事業について、第6次総合計画の後期基本計画における基本目標に沿って、賛成の立場から申し上げます。

初めに、1つ、「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」では、市制50周年記念事業や人工知能を活用した第7次総合計画の策定に係る予算が計上されています。多くの市民の皆さんが自分たちのまちについて関心を持つことができるように、様々な取組が企画されています。あわせて、まちの魅力を発掘したり、効果的に情報発信するなどシティプロモーション支援業務は、ふるさと応援寄附金の増加のみならず、これからの高浜市を支えていく人材の育成や発掘につながるものと考えます。

2つ、「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」では、新たにスクールソーシャルワーカーを配置する予算が計上されています。これまで学校だけでは対応が困難であった不登校のケースが、今後はスピーディーに解決されることを期待いたしております。学校関連施設では、高浜小学校等整備事業が最終年度を迎えます。また、高取小学校と吉浜小学校については、大規模改造事業の実施計画等が始まり、さらには、小・中学校におけるトイレの洋式化に向けて改修工事設計業務委託料も計上されています。いずれも未来を担う子供たちの教育環境の充実につながるものであり、評価しているところであります。

3つ目、「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」では、市民の防災、減災への意識を高めるため、最新の防災マップを作成する予算のほか、社会問題となっている高齢ドライバーに対する高齢者後付安全運転支援装置の購入費の補助金が計上されています。交通事故の発生件数が少しでも減少するように、PRに努めていただきたいと思います。

最後は、4つ目「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」です。ここでは、生活困窮や社会的孤立のおそれがある就職氷河期世代の方を支援するため、アウトリーチ支援員の配

置に係る予算が計上されています。生活保護や生活困窮に至らないよう、一人でも多くの方を社会参加や就労につなげていただくよう期待しています。

最後になりますが、新たな50年のスタートとなる令和2年度が、吉岡市長のリーダーシップにより輝かしくすばらしい年になることを期待し、議案第18号の賛成討論といたします。

次に特別会計について申し上げます。

まずは、議案第19号 国民健康保険事業特別会計予算です。

本市の国民健康保険事業の運営状況は、被保険者数は年々低下している中、高齢化や医療の高度化などが要因となり、被保険者当たりの保険給付費は年々増加しています。依然として厳しい財政運営状況となっています。

そんな状況下においても、赤字補填を目的とする一般会計からの繰入れは行わず、持続可能な国民健康保険制度を構築するため、保健事業においては生活習慣病を早期に発見し、重症化を未然に防ぎ、医療費の増加に歯止めがかかるよう特定健康診査の受診勧奨に力を入れるとともに、糖尿病性腎症重症化予防対策にも引き続き取り組むなど、医療費支出の抑制に注力する内容となっています。

今後とも、愛知県と十分な協議、連携を図っていただき、健全な国民健康保険事業の運営を継続していただくとともに、被保険者の方々のために様々な努力を重ねていただくことを期待いたします。

次に、議案第22号 介護保険特別会計予算では、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定、いずれも第7期の事業計画を踏まえた予算計上となっており、標準給付費については、おおむね計画どおり順調に推移している状況です。増加する要介護者への対応、介護費用の増加や制度の持続可能性といった様々な課題がある中で、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるまちを目指し、介護、そして介護予防に対する各種施策が盛り込まれております。

令和2年度の予算執行が、第8期の事業計画を策定する上でも大切になります。事業の把握や課題分析をしっかりと行い、策定に取り組んでいただくことをお願いいたします。

議案第23号 後期高齢者医療特別会計予算。

後期高齢者医療制度は、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系を構築するために、平成20年4月より創設され、従来の老人保健制度で指摘されていた現役世代と高齢者世代の費用負担の問題や、市町村によって保険料に大きな差があることなどの諸問題が改善されてきました。既に制度発足から10年以上がたち、ますます高齢化が進む中、財政運営のことを十分勘案し、この制度が持続可能な制度となるために編成された予算であると考えます。

今後とも、愛知県後期高齢者医療広域連合との情報交換など、緊密に連携を図りつつ、被保険者の方々のために様々な努力を重ねていただくことを期待いたします。

次に、企業会計について申し上げます。

まず、議案第24号 令和2年度高浜市水道事業会計です。

水道事業は、有収率についても96.43%という高い水準であり、適切な維持管理を行っているように見受けられます。令和2年度においても、配水場の老朽設備の更新や、配水管の更新、耐震化についても計画的に進めていくという予算となっています。より効率的な事業運営に努めていただくことをお願いいたします。

次に、議案第25号 令和2年度高浜市下水道事業会計について。

年間総処理水量を275万2,193立方メートルを見込み、また、管渠築造工事費についても8億3,877万6,000円の予算となっており、都市基盤施設である下水道の整備を計画的に推進しています。整備が完了した地域におきましては、下水道接続率の向上に向け、より一層の努力をお願いし、賛成の討論とさせていただきます。

以上のことから、議案第18号、第19号、第22号、第23号、第24号及び第25号の6つの議案につきまして賛成をいたします。一人でも多くの賛同者を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

〔2番 神谷直子 降壇〕

○議長（北川広人） お諮りいたします。12時少し過ぎましたけれども、次の16番、倉田利奈議員は関連の討論になりますので、倉田議員の討論までさせていただいて休憩とさせていただきますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） それでは、次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第18号 令和2年度高浜市一般会計予算について。

諸収入の中に駐車場貸付収入があります。小・中学校給食調理員からは駐車場代を徴収しているとのことですが、エコハウスを使用している商工会職員からは、非営利団体のため、徴収していないという説明でした。ほかにも指定管理を行っている施設の職員については、それぞれの指定管理者が判断しているということです。しかし、この駐車場代は、市有地に車を置くという利便性に注目して、利用料金の徴収を行うという趣旨で行っているものであると考えた場合、市の考え方には一貫性がありません。よって、駐車場を利用する全ての職員から徴収するか、全ての職員から徴収しないのかのどちらかとすべきであると考えます。

また、豊田会に対し、病院としては機能していない旧刈谷豊田総合病院高浜分院の固定資産税相当額を補助金として1,191万7,400円支出することは、市民感覚からは理解しがたいものです。旧分院は土地を豊田会に無償貸与して、その上に建物の所有が豊田会であるにもかかわらず、その建物の管理を市が行っていることは全く理解しがたいものです。

さらに、大山会館の空調用冷温水配管内水抜工事費28万3,000円が計上されております。春日

町町内会は、2月末に高浜市に対し、大山会館の管理は行わない旨の回答を伝えております。今後は指定避難場所としての機能は残るとする市の答弁が一般質問でありましたが、空調用冷温水配管内の水抜き工事を行えば、大山会館の冷暖房機能がなくなります。空調機の設備に関する予算計上されていない状況でこの工事を行うことは、災害指定避難場所でありながら空調が効かないということとなり、このような工事は認められません。

以上のことから、議案第18号 令和2年度高浜市一般会計予算は反対いたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（北川広人） 討論の途中ではありますが、暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時9分休憩

午後1時30分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を再開いたします。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して、賛成の立場から討論いたします。

陳情第1号 高取学区に児童センターの設置を求める陳情。

本陳情は、高取学区に住む山戸さんと山根さんを代表として出された陳情で、ほかの学区にはあるが高取学区にはない児童センターを高取学区に造ってほしい、旧高取幼稚園もまだまだ使える施設ですので、改修をして子供の集まる場所を造ってほしいというものです。

反対意見として、公共施設総合管理計画で今ある施設でも減らすことはあっても増やすことは考えられない、総量圧縮を考えている、新たな公共施設は造らないということで、考えられないという意見。理解はできるが、様々な利用状況やニーズを細かく分析、把握しながら慎重に考える必要があるので趣旨採択などという意見もありましたが、高取学区はこれまでは農業が盛んで、おじいさんやおばあさんが一緒に住んでいるおうちが多くありましたが、近年、一戸建ちが増え、学童保育の要求も強くなってきました。勤労青少年ホームも民間のプールに変更されました。少年や若者も遊ぶ場所に困っています。幅広い年齢層の方に使っていただくような施設を考えていかなければという意見もありましたが、そうであるならば、幅広い年齢層の方たちに集まっただき、どうするといいのか考えていけばいいのではないのでしょうか。高取地域だけ児童センターがないのは不公平と言わなければなりません。

地域から子供のために施設が欲しいという声があるということは、幾ら公共施設の総合管理計画があるから、管理計画では新しい施設は造らないことになっているからといっても、市は地域

の声を無視して施設を壊すだけが行政の仕事、事業ではないはずです。

地域で学童保育もキッズクラブも実施しているからという答弁もされていますが、学童保育もキッズクラブも定員や条件があり、入れない児童もあります。キッズクラブを指導している方にお聞きしますと、学校から距離があって来られない子供さんもいる、指導員も、学校へ行って携帯を持って公民館へ来て、キッズクラブが終わるとまた学校まで携帯を持って行かなければならないこともある。学校の隣で事業が行えれば、子供たちもきっと来やすいだろう。さらに、家がキッズクラブと反対方向にある場合、子供たちはどうしても通ってくるのに二の足を踏むと言われました。誰が来てもよい場所なら、家から自転車で遊びに来ることもできるのです。ほかの児童センターでは、このような子供の自転車がいつも数台置いてあります。

以上、るる申し述べましたが、みんなが集まってこれる場所、児童センターを高取学区に設置してくださいとの本陳情に賛成いたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、1番、荒川義孝議員。

〔1番 荒川義孝 登壇〕

○1番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第1号 高取学区に児童センターの設置を求める陳情について、市政クラブを代表いたしまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

本市は、公共施設総合管理計画により、将来を見据え、安定して行政サービスが維持していくことができるよう、複合化や機能移転等により総量圧縮を図っていくことから、新たに単独施設を造らない方針であります。

高取小学校区でございますが、放課後居場所事業や児童クラブ、公民館でのセンターキッズ事業や子育て支援センターなどが多様に行われております。まずは、それぞれのさらなる充実を図ることが先決であり、児童センターの単独施設を設置することは難しいと考えます。

が、しかし、現在、高取まちづくり協議会を中心に、旧高取幼稚園の利活用などにより児童、子育て世代が集う拠点、そして高齢者が集う拠点づくりに若者も参加が可能な異世代交流が可能となるよう、また、農業と福祉の連携、まちカフェなど、様々な観点から地域の課題を解決し、新たなものを生み出す複合的な拠点づくりができないかと、幅広い世代の住民の皆様の主導により話し合いが行われているところでございます。

以上のことから、厳しい財政状況の中で、行政、そして地域の皆様がしっかりと御意見を出し合い、総合的に考えていくことが望ましいと考えますので、新たに単独での児童センターの設置につきましては反対とさせていただきます。

〔1番 荒川義孝 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、6番、柴田耕一議員。

〔6番 柴田耕一 登壇〕

○6番（柴田耕一） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第1号 高取学区に児童センターの設置を求める陳情について、反対の立場で討論させていただきます。

旧高取幼稚園は、耐震補強済みといえど、稗田川堤防より約1メートルほど低く、かつ平屋建ての園舎で堤防寄りにあります。あってはならないことではありますけれども、堤防決壊及び集中豪雨等の緊急時、すぐ2階など上への逃げ場所等がない旧園舎を現状平屋建てのままでの活用方法等については、安全性が危惧されます。児童センター設置等については、令和2年度予算で計上されている高取小学校大規模改造事業実施計画等事業委託及び全体事業の中での考察すべき課題であると考えます。

防災及び子供たちの安心・安全な環境づくりの観点から、旧園舎の活用についての陳情には反対とさせていただきます。

〔6番 柴田耕一 降壇〕

○議長（北川広人） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第1号 指定金融機関の指定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 高浜市森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第6号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第8号 高浜市立学校設置条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告は可決
であります。

本件については、地方自治法第244条の2第2項及び同条例第3条の規定により、出席議員の
3分の2以上の同意を必要といたします。

それでは、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は16人であり、その3分の2は11人であります。
ただいまの賛成議員は15人であり、所定数以上であります。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、
福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第10号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立
を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第11号 事業契約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決す
ることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第18号 令和2年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、

原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和2年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和2年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和2年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和2年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和2年度高浜市下水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

陳情第1号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当

たり、趣旨採択を入れて採決していきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、陳情第1号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決していきますので、よろしく願いをいたします。

陳情第1号 高取学区に児童センターの設置を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第2 議案第26号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第7回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第26号 令和元年度一般会計補正予算（第7回）につきまして、提案理由を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億3,696万5,000円を追加し、補正後の予算総額を160億7,151万5,000円といたすものであります。

8ページをお願いいたします。

繰越明許費は3件で、今回の補正予算で事業費を計上いたしておりますG I G Aスクール構想推進事業のほか、高浜中学校音楽室増築事業について、年度内の完了が見込めないことから、令和2年度に繰り越すものであります。

10ページをお願いいたします。

地方債補正は、表中段の小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業及び下段の中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の限度額をそれぞれ設定いたすものであります。

22ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款1項2目教育費国庫負担金、14款2項6目教育費国庫補助金及び下段の21款1項4目教育債は、小学校及び中学校のICT教育推進事業におけるGIGAスクール構想推進事業に伴い、それぞれ計上いたすものであります。

17款寄附金にお戻りをいただきまして、1項1目一般寄附金は、株式会社ジェイテクト田戸岬工場様から4万9,955円を頂いたものであります。

3目総務費寄附金は、市制施行50周年記念事業基金指定寄附金として、予算書への記載はございませんが、愛知県中央信用組合高浜支店様、神松造園様、昭和建物管理株式会社三河支店様、医療法人純和会矢作川病院IMH研究所様、都築建設工業株式会社様、東光工業株式会社様、日本水工株式会社名古屋支店様から御寄附をいただいたものであります。

18款1項1目基金繰入金は、今回の補正の財源調整として、財政調整基金繰入金1億6,095万9,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出について申し上げます。

24ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費の市制施行50周年記念事業基金積立金は、御寄附いただきました寄附金を積み立てるものであります。

10款2項1目及び10款3項1目の学校管理費は、国のGIGAスクール構想及び教育のICT化に向けた5か年計画に基づき、ICT環境の整備等を行うもので、ICT教育支援員謝礼として小学校費では200万円、中学校費では80万円を計上するほか、教育用タブレット端末等借上料として小学校費では1億2,921万円、中学校費では5,584万円、教育用電子黒板借上料として小学校費では1,027万7,000円、中学校費では454万3,000円をそれぞれ計上いたすものであります。あわせて、電源キャビネット整備工事費として小学校費では7,943万1,000円、中学校費では4,707万2,000円をそれぞれ計上いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） それでは、質問させていただきます。

数年前から、日本のICT教育というのは世界に比べて出遅れているというような指摘がなされています。そのときから最近に至るまで、国の動きはなかったように思います。いきなりという感じなんですけれども、なぜGIGAスクール構想がこの時期に示されたのか教えてください。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（都築公人） まず、GIGAスクール構想とは、全国の小・中学校の児童・生徒に1

人1台の端末と高速大容量のネットワーク環境の整備を目指すものです。この背景には、直近の生徒の学習到達度調査、いわゆるPISAの2018年で、日本の読解力の成績が大幅に低下していたことがあると思っています。

その原因として、文科省は、日本の生徒がコンピューター画面での長文読解に不慣れであったことを挙げています。これは、日本が授業でデジタル機器を利用している時間がOECD加盟国の中で最下位となっていることで、つまり、学校でのICT環境整備の遅れに原因があると文科省は分析し、国家意思として個々の児童・生徒の情報活用能力を高め、新しい学習指導要領の下での主体的・対話的で深い学びを実現するための環境を整えることを狙い、GIGAスクール構想が提唱されたと理解しています。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

続けて、その活動計画と、その活動計画の結果をどのように検証していくのか教えてください。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（都築公人） 活動というか活用計画ということでお答えさせていただきますが、まずは活用する以前の教員への研修をしっかりと実施していきたいというふうに思っています。

また、あくまで端末はツールでございますので、それを使うことが目的とならないように注意しつつも、例えば導入当初は1週間に3回以上活用してほしいとか、あるいは、2か月後には1日1回は活用しようというように、段階に応じた活用目標を設定して進めてまいりたいというふうに思っております。

また、活用目標については、教育委員会の点検評価の評価項目に位置づけ、改善を図りながら、よりよい活用法を探っていきます。そのため、活用していく中でどのように活用されているのかを検証するために、学校訪問においても端末や電子黒板を活用した授業の公開を求め、実際の様子を把握したいと考えております。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） ありがとうございます。

ちょっとダブっちゃうかもしれませんが、パソコンを使用する場合、使用方法について、教える側の教員の事前研修、今少しありましたけれども、もう一度改めて伺います。教員の研修はどのように実施するのか、もう一度お願いします。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 端末の導入前に3回程度、導入後に1回程度、納入業者が各学校に出向いて、教員のスキルアップを図るため研修を実施をしていきます。具体的には、1人1台の端末を想定した活用法、それから、端末と電子黒板の活用法などを予定しているところであります。まずはできることの確認と、実際の操作など丁寧に確認をしながら、教員の活用してみ

たい、ぜひ使ってみたい、そういう気持ちを高めていきたいと考えています。

また、小学校では学年の単位で、中学校では教科の単位で、互いの活用法について情報交換しつつ、端末や電子黒板の活用に苦手意識を持つ、そういう教員もおりますので、そういう教員も活用できるよう、各校の中でも取り組んでまいる予定であります。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

最後になりますけれども、端末を導入、パソコンですけれども、導入することが目的ではなくて、一人一人がパソコンを使えるようになって、その結果、今の教育体制が大きく変わって、あるいは教育のレベルが上がるということが究極的な目的になるんだろうと思います。実際にどのように活用していくのかということのを改めてもう一度お伺いします。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 1人1台の端末が実現すると、多様な活用の仕方が可能になっていきます。

例えばで申し上げますが、一斉授業という視点では聞くだけという姿勢になりがちなお子も実際おるわけでありましたが、子供たちの回答を電子黒板に映すことで一気に主体的な授業に変わっていくように思っています。コメント機能などを使って互いに意見を交換することで、自分が回答したら終わりではなく、友達のお回答を含めて思考する時間が増加していくと考えています。

また、共同学習、そういう視点では、タブレットや電子黒板を活用し、グループや学級全体での発表や話し合い、複数の意見、考えを議論して整理したり、グループでの分担、共同による作品を簡単に作成したりすることができるようになっていきます。また、子供同士による意見交換、発表など、お互いを高め合う学びを通して思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となると考えています。

それから、校外学習、そういう視点では、今回、LTE方式を採用するため、校外でも活用をすることができるようになります。

また、本市においては年々増加傾向にある不登校が課題となっております。このような児童・生徒が端末を活用し、学習にしかもリアルタイムで取り組むことができるようになります。子供たちの取組を教員が認め、温かく励ますことなどを通して、これまで以上に確かなつながりを持ち、不登校児童・生徒の自己肯定感を高めていくことができると考えています。不登校児童・生徒の解消の1つのきっかけになる、そんな可能性を秘めておると考えています。ぜひ、このような面でも活用していきたいと思っているところであります。

今後、実践に併せて活用事例を収集しながら、市内全校で情報を共有し、より魅力的な活用法を考え、実践していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

最後に、大変大きな金額を使う事業でありますので、やはり成果を期待させていただきたいと思います。また途中途中でこんなことがあったというようなことを、またいろんな機会に応じて発表いただけたらと思います。どうもありがとうございました。

○議長（北川広人） ほかに。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 一、二点お伺いしたいと思います。

まず、こういった事業等には別に反対ではございませんけれども、実際これだけの金額と、それとタブレットだとか今、機械、備品整備事業ですね、電源キャビネット等、そういった実際の工事がコロナウイルスの関係で間に合うのか、そこら辺のことを少し、こういった形で予定、それと契約、実際いつの時点からそういった学習に入っていくのか、そこら辺のことを少し。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 電源キャビネットの工事につきましては、これは普通の工事という位置づけで、間に合うであろうと考えております。

ただ、端末、ここでは恐らくiPadを買っていくというようなことを予定しておるんですけども、コロナウイルスの関係で工場等々が止まっているという状況もございますので、業者からも一部不安視する声も上がっているのが事実でございます。

なお、やはりそうは言いつつも、計画といたしましては、4月早々に公募をかけてプロポーザルという形で行っていきませんが、5月ぐらいまでにそういう審査を終えて、5月末かあるいは6月頭ぐらいで契約して、3か月ぐらい納入にかかるという話を聞いておりますので、できれば夏休み明けに使えるようにと考えておりますけれども、コロナウイルスの関係でちょっと少し日程が後ろへずれる可能性もあると思っております。

○議長（北川広人） ほかに。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 今回のこの補正ですけれども、GIGAスクール構想自体はなぜやらなければならないのかと今、先ほど教育長がおっしゃっていただきましたが、でも、なぜ補正でこの時期に上がってきたのでしょうか。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） なぜこの時期に補正にということでございますが、少しこれまでの経緯等々も含めて申し上げますと、GIGAスクール構想に関連する予算は、国の令和元年度の補正予算案というものに盛り込まれまして、本年1月30日に国会を通過しました。その後、補助要綱が示されたのが2月26日ということで大変遅い時期、3月5日に内定通知が出ておりまして、このように年度末も押し迫った頃に補助要綱が示されたことが1つの理由でございます。

さらに、自治体負担、頭金なしで補正予算債を100%充当できるという補助金を受けるための要綱にのっていくためには、令和元年度の補正予算に市が計上し、令和2年度中に事業を完了することが条件になっていますので、本当に最終日になったということで審議をお願いするというところでございます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

先ほどLTEの活用をするというお話が出ておりましたが、高浜市として財源が潤沢ではない中で、このLTE回線を活用した端末を整備することのコスト面の検討結果を教えてください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） コスト面の検討結果でございますが、本市の学校ICTの環境は、高浜小学校を除きまして、普通教室まで校内の有線LANが来ておりません。ですので、GIGAスクール構想、児童・生徒1人1台端末に対応するWi-Fi環境を整備するためには、校内有線LANの整備、アクセスポイントの設置、認証機器サーバーやプロキシサーバーの整備、上位回線への接続料など、新たにWi-Fiの完全整備が必要になります。また、整備後も、5年から10年でアクセスポイントやサーバー機器等の更新が必要になります。

一方、LTE方式は工事不要ですが、別途回線料が必要になるということで、Wi-Fiを整備するお金と回線料ということを10年間程度のサイクルで比較検討した結果、補助金を受けてWi-Fiを整備した場合においてもLTE方式のほうが安いというような試算結果となりました。

この裏づけとして、平成31年3月に、総務省の次世代学校ICT環境の整備に向けた実証報告というものがされておりまして、LTE回線を利用した場合は総コストが軽減されるとの結果が出ておりましたので、コスト面においてLTE方式が優位というふうに判断いたしました。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

それでは、コスト面以外の検討結果はどのようにされたのでしょうか。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） コスト面以外の比較ということでございますが、LTEの優位性について3点申し上げます。

1点目といたしまして、今後の大規模改造工事への対応でございます。今後10年間で5小・中学校の大規模改造工事が予定されております。新たにWi-Fi環境を整備した場合、大規模改造工事時にケーブルの撤去等が発生し、撤去しますと補助金の返還につながるというおそれがありますので、まず工事が不要なLTE方式が優位であるということ。

2点目といたしましては、学校からの要望や活用についてでございます。1人1台端末のスタートは、児童・生徒や教員に大きな負荷がかかることが予想されますので、同時接続に強くスト

レスのない通信で、スムーズに事業を展開できるということが校長会から要望されております。したがって、1クラス40台の一斉接続等の同時接続に強いLTE方式が優位となります。

3点目といたしまして、活用方法についてでございます。LTE方式はWi-Fi環境がなくても使用できるため、先ほど主幹のほうで申しましたように、不登校児童・生徒やホットスペース利用者が個の状況に応じて使用できること及び家庭学習や校外授業でも活用できるなど、汎用性が高いという優位性があります。

さらに言えば、LTE方式は、端末管理から通信ネットワーク学習コンテンツ導入後の授業づくりまで、トータルでサポートをいただけるということでございますので、教職員の負担軽減、ICT支援員のコスト減が図れるといったメリットがありますので、以上を総合的に勘案し、LTE方式を採用することといたしました。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

先ほどキャビネットの整備工事費とか出ておりましたが、これキャビネットをどのように配置されるのか。教室の中、狭いスペースだと思うんですけども、どのような感じになるのか教えてください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（東條光穂） 電源キャビネット整備工事につきましては、各クラスに1クラス分40台のタブレットをまとめて充電するための電源キャビネットを教室に固定する工事と、そこにキャビネット専用のコンセントを整備する工事を予定しております。

電源キャビネットにつきましては、令和2年度と3年度にタブレットを導入する小学校5年生、6年生と中学校1年生から3年生まで、コンセントのほうは、その後、小学校1年生から4年生もタブレットを導入する予定をしておりますので、コンセントの整備は全クラスやります。

キャビネットなんですけれども、教室の中、狭いんですけれども、教室内の前か後ろに先生たちに教室の配置を工夫してもらって、そこに固定する予定をしております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

あと、電子黒板ですが、これ借上料を計上されておりますが、電子黒板の評判で、重くて移動が大変とお聞きしたことがあります。これどのように改善されるのかというのと、またプロジェクターではなくて、なぜ電子黒板を導入されるのか理由を説明してください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（東條光穂） 電子黒板について、今は結構重たいんですけれども、90キロぐらいあるんですが、それを階をまたいで階段を上下させるのが大変で、移動が大変と言われているんですが、今回は普通クラス全部に教室に置きますので、移動させることなくそのままクラス

に置いてあるものを使っていただけなので、活用が進むかと思います。

プロジェクターじゃなくて電子黒板にした理由としましては、先ほど主幹のほうがいましてように、子供たちが持っているタブレットの情報を取り込めるということと、電子黒板にそこに子供が手書きとかで書き込めたりして、プロジェクターではできない活用ができるので、電子黒板を採用しております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） それでは、最後の質問にしますが、今でもされていると思いますけれども、情報発信をすとかメディア情報を取り込むということで、メディアリテラシーについての学習環境、さらに慎重に学んでいただかないと、子供たちにとって危険なものとなると思います。どのようにしていく予定でありますか。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 学校では、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方、それから態度、そういったものを情報モラルと定めています。高浜市の小・中学校では、学年別情報モラル資料というものを教育委員会から各校へ配布をして、子供の発達段階に合わせた授業を今も実施をしておるところであります。また、高浜版プログラミング学習のカリキュラムの中でも、各学年で行う情報モラルの授業を計画的に定め、実施をしているところあります。

さらに、家庭で使用するスマートフォン、こういったものをはじめとする情報通信端末の持つ様々な課題に対しては、保護者も交えた講演会の開催や文書による啓発活動など、家庭との連携を図りながら、今後も適切に行ってまいります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。有効なお金の使い方と適切なツールの活用を期待いたします。

○議長（北川広人） ほかに。

9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） 幾つか質問が出ていたので、ちょっと自分も、じゃ、最後1点だけ確認をさせていただきたいなと思います。

今回これだけの費用が出るということと、今後ランニングコストもしっかりかかってくるということ踏まえまして、長期財政計画との兼ね合い、今後、事業仕分け的なものもまたしっかり考えていくのか、今回予算を通した後ということでございますけれども、今後の方向性、考え方を教えていただけたらと思います。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 長期財政計画について、私のほうからお答え申し上げます。

今の段階で長期財政計画40年の超長期のシミュレーションですけれども、そこに推計を盛り込んでいくことは難しいというふうに考えております。それは、まず国のほうが示した5か年計画が2018年度から22年度まで、この間は財政措置を講じることとされているのみであります。そうしますと、2023年度以降どうなるか分からない中での推計は難しい。

ただ、これまでも小・中学校の空調設備の導入の際にも申し上げましたけれども、財政的には非常に厳しい中で、さらにこれが加わりますと厳しいことが予想されます。ただ、厳しいけれども、これはやっていかなければならない事業だと。当然、市の財政運営を行っていく中では、3年先、5年先を見据えて経常経費の見直し、これ取り組んでまいりますし、場合によっては資産の活用、こういったことも含めながら、財政的に今成り立っていくような今後取組を行っていくということでございます。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） いつも当局の皆さんと話をさせていただいていると、結構急遽なものが国から下りてきたりということで、地方自治体、基礎自治体に係る部分というのは非常に大きくなっていくのかなど。今、コロナウイルスの話もありましたけれども、地方の自治体に求められるものも、いつどこでどういうふうな形で今後プラスアルファで出てくるか分からないということを見ると、やはりもう少しその辺シビアに考えておいていただくことも必要なのかなというふうに思いますので、確かに難しいという部分もあるのかもしれませんが、そこら辺はしっかりと行政が成り立つような形を何とか取っていただきたいなというふうに考えております。

○議長（北川広人） ほかに。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） では、ハード面とか財政面いろいろと聞いたかったんですが、皆さん聞いていただいたんで、1点だけ質問させていただきます。

先ほど来、話もありますけれども、僕もICT教育の推進というのはもう全く賛成で、当然やっていかなければいけないと思っています。ただ、今回のGIGAスクール構想というのは、ハードがどうしても何か優先している、そういった先行しているようなイメージがとてもしている中ですが、やはりこういったことというのは、こういった学びがしたいからこれを使いたいというのが本来であると思います。

今回の整備で、この目的にもありますが、個別最適化された学びや創造性を育む学びを実現するとあります。本当にここだと思っています。これが達成できるのか教えてください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 個別最適化された学びや創造性を育む学びが達成できるかという点ではありますが、達成できると考えていますし、達成できるような活用の仕方を逆にしていかなければならない、そういうふうに今考えておるところであります。

例えば、ドリルやデジタル教材などの活用では、子供たちは自らの疑問について深く調べることができ、また、自分に合った進度で学習をすることが容易になります。また、教師はタブレットを通して一人一人の学習履歴を把握できるので、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することができると思っています。

それから、端末を活用することで、これまでの授業以上に子供同士による意見交流や意見交換、発表など、互いを高め合う学びが可能となっていきます。子供たちは周囲の考えや調べた情報を基に自らの考えを確立していく、そういう経験を重ねることで創造性を身につけていくことができると考えておりますので、大きなお金を使わせて取り組ませていただくので、この点をしっかりと心に留めて進めてまいりたいと考えています。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。やはり本来そういったところがメインだと思いますので、今回、国から突然来たというのもいい機会かなとは思いますが、ぜひとも達成できるように先生方を応援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） ほかに。

7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） 財源の確認をさせてもらいたいんですけども、23ページ、公立学校情報機器整備費補助金10分の10、下の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金2分の1、これが小学校、中学校補助金それぞれあるんですけども、これの補助対象経費は何になるか。さっき起債のほうは100%交付税算入ということで伺ったんで、いいんですけども、これの10分の10の対象経費を教えてください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） まず、公立学校情報機器整備費補助金10分の10ということでございますが、これは3分の1については地方財政措置をしていると、地方交付税で渡しているという建前がございますので、3分の2部分について、4万5,000円を上限に10分の10補助するというので、3分の2に対して10分の10ですから、補助割合は10分の10ということになっているということでございます。

続きまして、その下の情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金につきましては、これも国のほうから、例えば電源キャビネットを整備する場合は25万円、1教室当たり25万円が国が算定した工事費ですよということで、それに対して2分の1ですから、1教室当たり12万5,000円しかちょっと補助いただけないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。国への要望しっかりとやっていただくのと、一般財源をなるべく削るよう努力して、最少の経費、最大の効果をお願いしたいと思います。

○議長（北川広人） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第26号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人） 日程第3 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて、調査、研究、検討されております今後の議会及び議員の在り方等につきまして、高浜市議会会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可いたします。

議会改革特別委員長、杉浦康憲議員。

3番、杉浦康憲議員。

〔議会改革特別委員長 杉浦康憲 登壇〕

○議会改革特別委員長（杉浦康憲） では、議長のお許しをいただきましたので、議会改革特別委員会の中間報告をさせていただきます。

1つ、ICTの導入について、1つ、議員定数の見直しについての議論が行われました。

まず、ICTの導入についてです。

令和2年度当初予算に計上されているように、導入するタブレット端末はセルラー方式のものをレンタルする。レンタル期間は、令和2年5月から令和5年4月までの36か月の債務負担行為を起こすことで、議員の今の任期とレンタル期間終了時を合わせる。議員自己負担金として月額2,000円の見込みで、35万2,000円を計上。自己負担金の算出根拠は、タブレット本体と通信料を含んだレンタル料額の2分の1程度を見込む。そして、令和2年度内で、高浜市議会におけるタブレットはできる限り早い運用がされるよう努めるとの合意がされました。

質疑ですが、任期が終わったら買い取ることもできるかとの問いがありました。基本的には返

還してもらうという予定です。

ほかには、リースが3年の契約ですが、5年として単価を下げる考え方はないのかという問いには、36か月がリースの基本。今回は議員の任期月数で契約をするという回答でした。

次は、議員負担金での借り上げ料の徴収の仕方についての質問には、政務活動費から支払う形や、議員個人から毎月との形もある。金額も含めてレンタル先が決まったときに決めたいとの話です。

ほかには、本会議中にシステムがダウンした場合の運用はどうするのかという問いに、保守もメーカーと契約するので、問題対応をしてもらう。事務局でもマニュアル等を整備して対応が必要との回答です。

ほかには、予備機はあるのかとの質問に、予算では18台。16台が議員分ということで、あと2台が、事務局長が1台、そして事務局に1台予備として使う。

以上のような質疑が行われました。

もう一点、議員定数の見直しについてです。

委員長より、定数の見直しの議論を進めていくに当たり、減らす、増やすではなく、議員の仕事や待遇も含めて議論をし、それを洗い直すことで今後の議論の方向性を示したいとの考えから意見を求めました。

意見としては、具体的には減らすことに賛成。人数は議論する。ほかに、報酬の問題、特別委員会の設置の問題、委員会の問題等を一緒に検討する。

定数の問題は、何を基準にして定数を現状なのか、減らすのか、また増やすのかは、いろいろな基準があり、まだ結論には至っていない。

人数を減らすという問題については反対。今のままか増やすなら賛成。高浜の報酬は県内で一番安く、そういう問題として人数を減らすことは反対。

基本的には定数の削減は反対。定数削減すれば市民の意見の反映も少なくなる。基本的には現状維持か、もしくは人口が増えてくれば定数を増やすことも視野に入れたい。

基本的に12人でいいと思っている。人口4,000人に対して1人で、12人ぐらいが近隣市から見て理解が得られると考える。報酬は12人で割った額とし、議会を通年制とし、全ての議員がいつでも対応できる体制にすべきと考えている。

議員定数を減らす方向で考えている。高浜市は碧海5市の中で一番受持ち人数が少ない。人数については、また今後議論していけばいい。

現状維持を考えている。民主主義の立場から少数意見も議会の中で伝えることや、今、人口が増えているので現状維持とする。

以上のような意見が出ました。

これらを今後の議論の参考とし、今後は次期選挙の1年前には方向性を決定できるように、委員会でロードマップを示すべきとのこととなりました。

以上で議会改革特別委員会の中間報告とします。

〔議会改革特別委員長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（北川広人） ただいまの議会改革特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長（北川広人） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） どうもお疲れさまでございました。

令和2年3月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月27日から本日24日までの27日間にわたりまして、提案をさせていただきました同意1件、議案26件につきましては、それぞれ慎重に御審議を賜り、全案件とも原案のとおり御同意、あるいは御可決を賜り、誠にありがとうございました。報告2件につきましてもお聞き取りを賜り、ありがとうございました。審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

さて、今月13日、国会において、新型コロナウイルス感染症を適用対象とする改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立をいたしました。現時点では改正特措法に基づく緊急事態は宣言される状況ではないものの、WHOはパンデミックを表明しており、依然として厳しい状況が続くことが予想されます。

本市といたしましては、引き続き情報収集及び感染拡大防止に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましても格別の御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（北川広人） これをもちまして、令和2年3月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る2月27日の開会以来、本日までの長期間にわたり、終始御熱心に御審議を賜りました。そしてまた、市民の方々への傍聴の自粛のお願い等、様々なお願いにも御協力を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

既に御案内が行っているとは思いますが、4月当初には臨時会の予定も入っております。皆様方には、新型コロナウイルスに限らず、お体御自愛を賜りまして、よろしくをお願いをしたいと思います。

また、職員の皆様におかれましては、この3月をもって勇退をされる方も見えるかと思っております。

本当にいろいろとお世話をかけました。ありがとうございました。

こういう御時世なものですから、様々な形でのお送りがなかなかかなわないということに関しては、御理解を賜りたいというふうに思います。今年度においては、議会における当局執行部も交えての反省会も、開催を中止とさせていただいておるところもございますので、何とぞ御理解を賜りますことをお願い申し上げます。

本日まで本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 2 時 28 分閉会
